

衆議院 地方行政委員会 議 録 第 十 八 号

昭和五十九年六月二十六日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 白井日出男君

理事 谷 洋一君

理事 小川 省吾君

理事 草野 威君

理事 大西 正男君

理事 工藤 巖君

理事 中川 昭一君

理事 山岡 謙蔵君

理事 安田 修三君

理事 岡本 富夫君

理事 吉井 光昭君

理事 経塚 幸夫君

出席國務大臣

國務大臣 (国家公安委員 会委員長)

田川 誠一君

出席政府委員

警察庁長官 三井 脩君

警察庁長官官房 長 太田 壽郎君

警察庁刑事局保 安部長 鈴木 良一君

委員外の出席者

青少年対策本部 参事官 杉浦 力君

青少年対策本部 参事官 伊達 卓三君

青少年対策本部 参事官 梅沢 五郎君

警察庁刑事局保 安部長 古山 剛君

警察庁刑事局保 安部長 山田 晋作君

警察庁刑事局保 安部長 山田 晋作君

文部省社会教育 局青少年教育課 長 伊藤 俊夫君

文部省社会教育 局視聴覚教育課 長 平川 忠男君

文部省体育局体 育課長 光田 明正君

厚生省環境衛生 局指導課長 瀬田 公和君

厚生省児童家庭 局育成課長 蒲地 清弘君

地方行政委員会 調査室長 島村 幸雄君

委員の異動
六月二十五日
大西 正男君 補欠選任 渡辺 省一君
工藤 巖君 三池 信君
同日 三池 信君 補欠選任 工藤 巖君
渡辺 省一君 大西 正男君

本日の会議に付した案件
風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

○大石委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。草野威君。
○草野委員 昭和二十三年に本法が施行されました。三十六年経過するわけでございます。この間、

社会環境の大きな変化、また性風俗に対する考え方の変化、こういうものが当然あるわけでございます。したがって、この法律が持つ性格そのものもやはり時代に應じて変わって行くことはやむを得ないのではないかと、このように思います。そういう中で現在、大改正が行われれば本法が法律でございませうけれども、何点かにつきまして質疑を行っていただきたいと思います。
初めに、風俗営業法改正につきまして、その改正の必要性というものにつきまして警察庁長官にお尋ねしたいと思います。
今回の法改正の提案理由の説明の中にもございまして、善良の風俗及び少年の健全な育成の上から問題の多い営業が増加しており、現行法上このような営業が野放しになっていることが、風俗環境を害し、少年非行増加の要因になっている、だから風俗法の改正が必要だ、このような説明がされております。

そこで伺いたいことは、このような新しい性風俗産業の出現が、善良の風俗とか清浄な風俗環境あるいは少年非行、少年の健全育成にどんな影響を与えているか、こういうことでございませう。つまり、両者の因果関係を明らかにしていただきたい。
特に今回の改正におきましては、新設の目的規定でも、各条の営業規制の要件にも、現行の風俗法には見られない少年の健全育成の障害行為の防止、こういうような用語が出ておりまして、風俗法の性格が現行のものとは大きく変質をしているのではないかと、このように思われるわけでございませう。つまり、少年の健全育成の観点から、風俗営業等を規制したり、あるいはこの風俗法の改正による風俗関連営業の取り締まりをすることにより、警察が少年の健全育成に本格的に乗り出すこと

として、そういうようなねらいさえあるように思われるわけであります。そんなような意味におきまして、この因果関係を明確にしておく必要があるかと思ひます。
警察は、今回、このような大改正をする以上、この点十分な実証的な調査をされたと思ひますが、この点について具体的に御説明をいただきたいと思ひます。
○三井政府委員 今回の風俗法の改正は、お話しのように、少年非行問題が今日深刻な問題となっております。その原因はいろいろあると思ひますが、その中で直接的に少年非行に対して影響を与えておるものは、何と申しても、有害な環境というものがあつておるわけであります。有害な環境の中にはまたいろいろあるわけでございませうが、その点について、目に余るセックス産業、こういうものについて少年への影響をある程度規制していただく、できるだけ可能な方法で妥当な線を見出して規制してまいりたいというのが一つの大きなねらいでございませう。そういう意味で、従来の風俗法が「善良の風俗」ということでやや一般的ではありましたが、最近の具体的な情勢にかんがみましてその点を是正していきたい、こういうことでございませう。

そういう観点から、風俗法がございましてからそのときどきの情勢に応じてそういう試みがございまして、例えばモーター、その前にトルコぶろ、こういうものが目に余る状態でありましたので、規制が行われ、最近ではまた情勢が変わりまして、セックス産業というものが大きな問題になってきておるというわけでございませう。
私、今、一般的に申しますと、基本的な情勢と

して、マクロに見まして、少年問題にこの状況が有害な影響を与えておられることを申し上げたわけでございますが、それは、個々の営業の種類とかそういうものに即して、具体的に少年への影響の状況というものを可能な限り把握しながらそういう結論に至っておる、こういうような状況でございますので、その細部の具体的な関係については保安部長からまた説明をすることとしたしまして、改正の趣旨並びに現状ということを申し上げた次第でございます。

○草野委員 田川国家公安委員長にお伺いいたします。今警察庁の方からいろいろお話がございましたけれども、今回の改正は、やはり売春とかわいせつだとか賭博、こういったいわゆる風俗犯罪の予防の観点からされている、こういう点もあろうかと思ひます。

また、それともっと広い立場で、善良の風俗とか、それから清浄な風俗環境の保持とか、少年の健全育成に障害を及ぼすような行為の防止のため、こういうような目的から改正しようとするのか。今回新たに設けられた目的規定とか、また各種の営業規制の要件に、今申し上げましたような善良の風俗の保持とか少年の健全育成云々と、こういうことが加えられているところから見ると、どちらかという後者にその改正のねらいがあるように思われるわけでございますが、この点はいかがでしょう。

○田川国務大臣 改正の一番の趣旨というのは今警察庁長官が答えられたとおりでございますが、有害環境が非常にひどくなってきたり、また、少年少女を食い物にするような産業が時代の変化とともに新しい商売として随分出てきていて、こういうような一連の現象があらわれてきている、その現象に伴って青少年の犯罪が四年連続して最高記録を出している、こういうようなことから今回の改正になったのでございます。

んし、社会教育、学校教育、家庭教育その他一般の問題を解決していかねばなりません、とにかく少年を悪い環境から守つていかなければならぬ、また少年が自由に悪いところへ出入りするようなことをそのまま放置していつていいのかわからぬ、こういうことが世論という大げさになりませうけれども、いろいろの方々なせ規制をしないでそのまま放置しておくのかというふうなことで、今回の改正になったものと思っております。

○草野委員 今お二人の法改正に対する必要性和か考え方を伺つたわけでございますが、これから細部にわたりましてお尋ねをしたいと思います。まず、改正案の第一条でございますが、この中には目的が規定されているわけでございます。この中に「風俗営業の健全化」という言葉がござい

ますが、この「風俗営業の健全化」という意味は、善良の風俗や清浄な風俗環境を害したり、少年の健全育成に障害を及ぼしたりしないようにすることだという意味だと思つております。前回のいろいろな審議の中でお話ございましたけれども、こういうことであれば、ざつとばらんに言いました、警察庁の方針は、風俗営業は国民の健全な娯楽のために健全化を図り育成をしていくんだ、このように解釈をしてよろしいか、これが一つです。

それからもう一点は、風俗関連営業は風俗営業とは違う、別な考え方の方でございませうけれども、法律で営業が認められている以上、風俗営業とのバランスの上からも目的規定で明確にしておくことが適当だと思われるわけでございますが、この二点についてまずお尋ねをいたします。

は、健全化を図ることになじまない性格の営業であると考えられますので、これは一定の規制を加え、よく監視をしながら、そこで問題があれば厳正に対処していくという形のものとして臨んでいく必要があると考えておるわけでござい

ます。法の第一条でその関係を規定すべきではないかというところでございませうが、法の目的の中にまず第一番目に書いてございませうように、「風俗営業及び風俗関連営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制する」ということで、風俗営業につきましてはこういう規制をするということによってやめていくという趣旨をあらわすことと足りるのではないかと考えておるところでございませう。

○草野委員 今回のこの改正案の説明書の中にも書いておられますが、今回は風俗営業法の「取締」という字を除いているわけでございませう。それによつてこの法律の性格というものもある程度想像されるわけでございませうが、今の保安部長の御答弁を伺つておりました、風俗営業を今後国民の娯楽のために健全化していく、また育成をしていく、こういうようなお話でございませう。

そうだとしますと、これまで警察が風俗営業に對する一定の姿勢を持つたわけでございませうけれども、この風俗営業に對する警察の姿勢というものも何か変わつてきたような感じがするわけでございませう。実際、これは変わつたわけですか。

○鈴木(良)政府委員 従来はやはり風俗営業等取締法、こういうことを申しまして、風俗営業に關しまして取り締まるということを主体に法の規制ができていたわけでございませう。もちろん、その中で健全化を図るという目的がないではなかつたと思ひますけれども、やはり取り締まりということとを表に出しながら法律を運用してきたということであつたと思ひます。

○草野委員 前回の御答弁を伺つておりましたも、その点を我々は非常に強く感じたわけなんです。健全化を図る、そして育成をしていくんだ、こういう言葉でもあつたように記憶しておりますけれども、そういふ感じを受取るわけですね。実際にそうなんですか。

○鈴木(良)政府委員 業の健全な発達と申しますのは、分けて申しますと、三点、その中の意味合いというのがあるのかなという感じでございます。一つは、公共の福祉の観点から見まして問題の部分を取り除くという観点の一つあるかと思ひます。もう一つは、公共の福祉に適合する部分を助長するなり、あるいは促進するという機能、そういうものがあると思ひます。第三番目に、振興を図るという問題があるかと思ひます。

そういう観点も三つあるとするならば、ここで言つております業の健全化と申しますのは、あくまでも一と二でございまして、業の振興を図るといふ目的はこには含めておらないということとでございます。今申しました一の問題の部分を取り除いていくということ、公共の福祉に適合するよう助長、促進していくという目的、そういう二つの目的でもって健全化というものを我々は理解しておるところでございます。

○草野委員 法律の中には育成という言葉は使われてないわけでございませうけれども、前回のいろいろな御答弁の中からそういう言葉を我々は伺つたように記憶しております。だから、警察庁は積極的に風俗営業というものを健全化して、それを

さらに育成をしていくんだ、こういう非常に積極的な姿勢というものを、先日の質疑の中からも我々は感じ取ることができたわけです。

今の御答弁を伺っておりますと、業の振興ということについては入っていないとお話でございますけれども、それはちよつとどうかと思うので、すね、やはり健全化、そして育成ということになつてくれば、当然業の振興という分野にまで今度警察は事実上踏み込んでいくんじゃないか、こういうふうを感じるわけです。

警察の責務を改めて言うわけじゃないかもしれませんが、大きく分ければ四つの責務がございます。その責務の範疇からも何となくはみ出してはいるのじゃないかな、こういうような感じを率直に受けまして、この点いかがですか。

○鈴木(良)政府委員 業の振興という問題は、警察という役所がやるよりも、それぞれそういうものを担っておる関係の省庁があるわけでございまして、そういう役所にお任せするのが適当ではないかというふうに考えておるところでございます。

○草野委員 ただいまの御答弁のように、業の振興ということを含まない、そういう面については他省庁の管轄である、この点は一つはつきりしたわけでございます。

そこで、次の質問に移りますが、同じ風俗営業の中で、今回の改正で第八号営業としていわゆるゲームセンター、こういうものが対象になつたわけでございます。スロットマシンとかテレビゲーム機、こういうものを初めて風俗営業の対象にします。まず、この理由について伺いをいたします。

○鈴木(良)政府委員 御存じのとおり、ゲームセンター等につきましては現在何ら法的な規制は行われておらないわけでございます。残念ながら、遊技機を悪用いたしました賭博事犯というものが近年多発をしておるといふ状況でございます。五十八年には千六百七十一件、千六百二十一営業所、八千四百八十二人が賭博でもつて検挙をされ

ておるといふことでございます。しかも、この賭博で検挙されました者は、全賭博事犯の五六・四%に当たります。ゲーム関係でこれだけの賭博が行われておるといふことでございます。

それから、昨年の七月現在でございますけれども、少年のたまり場となつておりますゲームセンターの営業所は二千四百三十二軒、それから補導人員は、五十七年でございまして、四万一千七百人余りということになっております。この数は、ほかの営業所に比べて少年のたまり場となつてい

る率が大変高いということになってございまして、営業所の数で見ますと、大体七割が少年のたまり場となつておるといふ状況でございます。さらに、暴力団員等が経営いたしました、そういうふうな暴力団の関与があると認められる営業所が約一〇%に上るのではないかと、いふふうに見られておりますし、営業活動に伴います騒音、振動に関する苦情も非常に多数生じておるといふ状況でございます。

もちろん、ゲームセンター等は、本来、国民に健全な娯楽の機会を与えるものでございまして、本来であれば、それはそういう問題がなければ対象とする必要はないわけでございますけれども、今申しましたようなものも問題が生じておるといふ実態から見まして、善良の風俗あるいは清浄な風俗環境の保持、あるいは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な規制を行つていく必要が出てくる、そうしてそれによつて営業の健全化を図つていく必要性が極めて高い営業であるといふふうを考えられるわけでございます。先ほど申しましたような考え方で風俗営業といふものを考えておるわけでございまして、その風俗営業として許可の対象としていくということが妥当である、かように考えたところでございまして。

○草野委員 今のお話のように、いわゆるゲームセンター、こういうものが不良の温床になつておる、犯罪の温床になつておる、こういうような説明があるわけでございますが、このゲーム

センターというのは、今回の改正案によりまして、他の風俗営業と異なつていふ点は、いわゆる年少者の客としての立ち入りを全面的に禁止するのではなくて、午後十時まではよろしい、これが他の風俗営業と大きく異なつていふ点です。これは一体どういうことなのか。これはやはり今のお話とは非常に矛盾をしていふのじゃないか、こういうふうな感じがするのです。このゲーム機が賭博に使われるおそれがあるから規制をするのだ、そう言いながら、その一方で年少者の立ち入りを認めておる、これは首尾一貫してないと思つておる。

今、数字を挙げて御説明がございましたけれども、確かに少年の不良行為の場となつていふ営業所の割合を見ますと、レンタルルームの場合は二五・二%、こういう数字を伺つております。それに対してゲームセンターの場合も六九・二%と非常に高率になつていふのです。こういうことから考えると、こういう賭博性の非常に強いといひますか高いといひますか、こういうゲームセンターに夜十時まで十八歳未満の少年の立ち入りを認める、果たしてこれは一体どうかなという感じがするのです。まず、この点についてお答えいただきたいと思つておる。

○鈴木(良)政府委員 今お話のございました中で、先生のおっしゃいましたゲームセンターの少年のたまり場の割合は六九・二%、全営業所の総数で割りますと、先ほどちよつと申しましたように約七割になるといふことでございまして、ほかの営業所に比べて圧倒的に高いということでございます。

そこで、お尋ねのゲームセンターはなぜ少年を午後十時まで入れるのかということでございますけれども、実は午後十時まで立ち入りを認める営業所といたしましては、今度は一定の条件を備えさせたダンス教授所につきましても認めようといふ考え方でございまして、ダンス教授所とゲームセンターが例外になるということになるわけでございます。

このゲームセンターを認める理由でございますけれども、ゲームセンターでは、パチンコ等と違ひまして、ゲームの結果に応じて賞品を提供するという点ではない。本来のゲーム機の用法に従つて遊技をしていふだけでは別に射幸心をそそるものではないといふことでございまして、その点はパチンコ等とは異なるといふことでございまして。そういう意味で、年少者の立ち入りというものを全面的に禁止をする必要性はないのではないかと、いふふうにご考慮を願つておるわけでございます。

ただ、夜間におきましては、ゲームセンターは少年のたまり場といたしまして非行集団の形成の場になる率が大変高いといふことでございまして、今までのデータでございまして、大体六割以上が午後十時以降にたまり場となつておるといふことでございまして。そういうことで、時間的に申しますと午後十時というものが突上から非常にたまり場になりやすい条件が一つある。

それからもう一つは、午後十時と申しますのは、ほかの法律、例えば労働基準法とかあるいは児童福祉法とかといふふうな年少者の保護規定が、大体午後十時以降に年少者に保護を与えるべき時間であるといふふうな規定をしておるわけでございまして、そういうふうな問題、それから先ほど言いましたようにたまり場の突上、そういうものをあわせまして、一応必要最小限の規制といたしましては午後十時ということにしようかといふことになつたわけでございます。

もちろん、これはあくまでも法律としての規制でございますから、必要最小限度にとどめるべきだといふ考え方でやつたものでございまして、何も積極的に少年が午後十時まで遊んでいいということ奨励するわけでも何でもないわけでございます。それは少年にとつてはもう少し早い方がいいと思つておるけれども、法律として規制するといひますと、一応今申しましたような実態等を踏まえまして、午後十時というのが一つの線では

ないか、かようなことで規制をしたというところ
でございます。

○草野委員 今の御説明ですと、法律上は夜十時
という規定を設けることはやむを得ぬのじやない
か、それからもう一つは、パチンコ並みに景品を
出してない、そういう面からもいいのじやないか
というようにお話し承りましたけれども、私はこ
のパチンコの景品の議論というのはまた別にある
と思うのです。でも、それはきょうはやめます。
だけれども、我々が言っているのは、ゲームセン
ターの中で使われる遊技機そのものですね。例え
ばこの中で今問題になっておりますスロットマシ
ンだとかルーレットだとか、こういうものも当然
ゲームセンターの中には一緒に配置されるのじや
ないかと思うのです。

前回の部長の答弁を伺っておりますと、たとえ
賭博機であってもその使われ方によるんだ、使い
方次第だ、こういう答弁がたしかあったように思
います。しかし、五十六年の警察白書によります
と、「スロットマシン、ルーレット等のギャンブル
マシンを設置したいいわゆるメダルゲーム場は」
云々ということで、警察庁は、五十六年の白書の
中でスロットマシンとルーレットはギャンブル
マシンだ、はつきりこう言つて決めつけている
わけですよ。五十七年、五十八年になると表現が
若干変わってきますけれども、かつては警察もス
ロットマシンはギャンブルマシンだとはつきり決
めているのです。それがわずか二年、三年たつて、
今度はこれを風俗営業にして子供たちにもやらせ
る。幾ら景品をつけていないといつてもやはりこ
ういうことは大きな問題じやないかと思うので
す。この辺どうですか。

○鈴木(良)政府委員 ギャンブル遊技機というも
のはどういふものかということになるわけござい
ますが、これは非常にいろいろ意見があるわけ
でございますけれども、本来のそれそのものが
ギャンブルになるものと、用法によってギャンブ
ルになるものと、二つあると思います。
一つは、本来的なギャンブル機と申しますの

は、例えば現金を入れて現金で戻ってくるという
ようなもの、これはもう完全に機械そのものが
ギャンブル機である、こういうことでございます。
五十六年当時いろいろ検査をされましたもの
はそういうものがかなり多かったということもご
ざいまして、一つの用法上の表現としてそういう
表現を使つたということでございますけれども、
やはりそのところはもう少し厳密に分けて規定し
た方がいいだろうということで、五十七年度以降
表現を整理したということでございます。

今申しましたように、ギャンブル機と申しま
すのは、あくまでも、現金を入れて現金が出てくる
というふうなもの本来的なギャンブル機、それ
から、そうでなくて、いろいろな形で使われなが
ら、あとそれに金をかけられる、あるいは賞品が
出てくるという形で使われる可能性のある
もの、そういうものがギャンブル的な使い方をさ
れるもの、こう理解をしておるものでございま
して、我々は、今後の問題といたしまして、本来的
なギャンブル機というものを認めていく考え方は
ございません。

○草野委員 それは当然のことだと思つて
もしそんなことがあつたら大変なことになると思
うのです。

だけれども、我々が心配しているのは、今回対
象になるゲームの設備に、「射幸心をそそるおそ
れのある遊技に用いることができるもの」、こう
なっているわけですよ。具体的には国家公安委員
会規則で定めるということになっているわけだけ
れども、この「おそれのある遊技に用いることが
できるもの」、こういうものにどういふものが該
当するか、この判断基準というものを明らかにし
てもらいたいと思つてます。全部公安委員会規則
で決まってしまうわけですから、その時点でつ
きりすると思つていただけます、しかしその判断基
準というものはこの委員会においてはつきり
と示していただきたいと思つてます。これが一つ
です。
それからもう一点は、今、賭博性の強い機械で

あるとか、そうでない機械だとか、いろいろあ
るといふお話でございますけれども、やはり子
供たちの遊んでいられる実態から見てまいりますと、
テレビゲーム機のようなものうち、野球だとか
テニス、サッカー、こういうスポーツのものもた
くさんあるようにございますが、こういうものは今
回の風俗営業に該当させる必要はないのではない
か、外すべきではないか、こういう意見もあるわ
けですけれども、この点に対する御見解もあわせ
て承りたいと思つてます。

○鈴木(良)政府委員 どういふものをゲーム機と
して対象とするかということでございますが、私
どもは、遊技機で、遊技の結果が定量的にあらわ
れるか、あるいは勝敗が決められるかというもの
を賭博に用いられる可能性があるという形であ
らうと思つてございます。今お話しのように、
いろいろなゲームの内容がございまして、野球、テ
ニス、サッカー、その他いろいろ、ゲームとして
は健全ではないかというお話もあろうと思つて
ますが、ゲームとしてはなるべく健全ではございま
しても、今申しましたように賭博に利用していく可
能性というものは別問題でございまして、この点は
分けて考えないといけません。

現に、実際にあります例といたしましては、現
金を入れて現金を出すという、まことに原始的と
いいますか、本来的なギャンブルの使い方もござ
いますけれども、業者の方はだんだん巧妙になり
まして、そういう点数が出るあるいは勝敗が出る
ということをもとにいたしまして、業者がそれ
で賭博をやつていくという例が非常に多くなつて
おるわけでございます。そういうふうなことから
、今申しましたようにゲームの内容でもって、
これはゲームの内容が健全だから外すのだという
ことになりまして、まさにそこは、ある意味では
そういう賭博をやろうという悪徳な業者のつげ目
になるわけでございます。そこで今申しました
ようなものが法の規制にかからないということに
なりますと、それを利用して賭博が行われる可能
性というものが非常に高くなると考えておりま

す。
要するに、ゲームというものはもとと機械で
ございまして、ゲーム自体が悪さをすることは
ないわけでございます。当然のことながらゲー
ム機を使う、それを運用する業者の姿勢という
ものが一番問題になるわけでございます。そのと
きに業者がそういう形で賭博に活用する可能性
のある機械というものは、今申しましたような形
で実際に賭博に使われておるといふ実態があるわ
けでございます。そういうふうなことから、
ゲームの内容で分けていくことは不適當ではない
か、かように考えておるわけでございます。

賭博ということが出ましたので、蛇足ござい
ますが一言お話を申しますと、非常に賭博に使
われやすいゲーム、例えば花札でもポーカーでも何
でもいいのですが、そういうもので賭博をやら
れることはもちろん非常に多いわけですが、例え
ば野球なり何なりという健全なゲームをもとに
して、それをネタに賭博をする、いわゆる野球のト
トカルチヨみたいなものが出てくることは世の中
には非常に多いわけでございます。したがいまし
て、ゲームそのものが健全であるか否かとい
うことは、やや別問題というふうにお考えをいた
だかないといけません。かように考え
ておるところでございます。

○草野委員 今のお話を伺つておまして、どう
もそうですかとすつきり納得できないのです。や
はり、私冒頭に申し上げましたように、この問題
についてはどうも首尾一貫していません。警察庁が
どこかの時点で何か妥協したような、その上に
きた法律である、このような感じがしてならない
わけなのですが、この問題はまた後日詰めさせて
いただきたいと思つてます。
次に、同じ風俗営業の第七号営業、パチンコの
問題でございますけれども、現在このパチンコ等
につきましましては、風俗営業法上、一年で許可更新
こういう制度になっておりますけれども、一年ご
との更新時にはどういふ点をチェックされるわけ

ですか。

○鈴木(良)政府委員 パチンコ等の一年ごとの更新と申しますのは、二十九年の改正でもつてこの規定が入っておるわけでございますけれども、その趣旨は、いわばこういうふうな客の射幸心をそそおそのある遊技をさせる営業がやや業態として不安定な面もあり、それからまた娯楽施設利用税を納入しないような営業につきましても適正な営業を行っていないものと考えられるという点もあるということから、風俗営業の業務の適正化を促進する、それからまたその健全化に資するということから、もちろんある程度の徴税目的もありまして、そしてこういう規定が挿入されて今日まで行われてきておる、こういう経過でございます。

○草野委員 ゲームセンターも同様に扱われるおつもりですか。

○鈴木(良)政府委員 そういう考え方は今のところございません。

○草野委員 今の保安部長のお話ですと、一年ごとにチェックしなければならぬ理由、これは二つ挙げられましたね。一つは、パチンコ屋という業種が非常に不安定な業種である、もう一つは、したがって税金もチェックする必要があるのだ、このように私は今承ったつもりです。

御存じのように、パチンコ屋というのは現在店舗数にしても約一万、パチンコ人口は約三千万人、年間の売上高は五兆円とも言われております。国民の三分一、四分の一の人たちがパチンコ人口である。そしてまた売り上げも五兆円。国民の間に健全な娯楽として定着しているわけですから、そういう面から見て、果たしてパチンコ屋さんは一年ごとにチェックをしなければならぬほど不安定な業種であるか。警察庁は、そうであるというふうな認識を持っていらいらっしゃるのですか。

○鈴木(良)政府委員 実態は二十九年当時とはかなり変わってきたというふうには考えておりますけれども、なおほかの業種に比べて不安定な要素があるというふうには考えております。

○草野委員 長官に伺いますが、今のお話でございませぬけれども、保安部長の見解は、パチンコという業種は一年ごとにチェックをしなければならぬという不安定な業種である、こういう御認識をお持ちなのですか。それからもう一つおっしゃったことは、これは昭和二十九年にできた法律なのだから、時代も変わってきているというふうなことが言外にあつたと思ひます。

それともう一つは、警察はいつから税務署の下部になつたかということ。税金を取るのには税務署の仕事でよい。なぜ警察がチェックまでしなければならぬのだ。何か警察は、パチンコ屋を一年ごとの更新ということでもいつまでも警察の強力な傘下におきたいとか、ほかのねらいでもあるような、そんなことまで邪推をしたくなってしまうのです。本当のねらいはどういうところにあるのか、今後この制度を変えるおつもりはありになるかどうか、長官にひとつお尋ねをいたします。

○三井政府委員 ただいま保安部長がお答え申し上げたわけでございますが、一つは、二十九年に一部改正が行われた経緯というものは重視しなければいかぬのではないかと、立法の経緯があると思ひます。もう一つは、事情が変わつておるというところはございますが、そういう事情を踏まえた上で、五十七年の改正で今までの六カ月を一年に変えたという状況もございまして、この間改正になつたばかりのものをまたすぐに大幅に変えるというほど事情が変わつたかということについては、なお慎重に検討を要すると思ひます。情勢の変化には的確に対応しなければいかぬと思ひますが、その対応の仕方につきましては今のようなことで慎重にやりたい、こういうふうな考えをわけてございませぬ。

○草野委員 六カ月から一年に変わったばかりだから慎重にしなければならぬ、これはちよつとおかしいのじゃないでしょうか、もし本当にそういうふうにお考えになつておるなら、私はこれは重大な問題だと思うのですよ。確かに昭和二十年代、三十年代の初めの業態と現在とは、いろいろな面で大きく変わつてきていると思ふのです。当時はそんないろいろな事情があつたことは私も認めますけれども、今も六十年代になろうとするときに、相変わらずこんなような形で締めつけをする、あえて私はそういう言葉を使わせていただきますけれども、そういうことは本当に正しいのかどうか、大きな問題だろうと思ふのです。ぜひともこれは再考していただきたい、このように要望いたします。

次に、風俗関連営業の問題につきまして何点かお尋ねしたいと思ひます。この風俗関連営業は、風俗営業と違ひまして、健全化の方向で指導するのはなじまない、再三そういうお話でございました。したがって、公に認知することもできない、違反があれば厳正に対処し、またその規制をしていくのだ、こういうふうなお話がお話まであつたと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 今回の営業がどうなればいいかということ、私どもの立場でもつて申し上げられることではないと思ひますけれども、少なくとも、こういう営業が善良の風俗なり少年の健全な育成に障害を及ぼす行為は排除していきたい、こういうことでございませぬ。

○草野委員 どうも奥歯に物が挟まったやうな言い方をされるわけですか。前回の質疑のやりとりを私も伺つておりました。その中で、例えばトルコぶる論争が行われたわけでございますけれども、委員の中から、トルコぶるは全面禁止をしろというふうな意見もかなり厳しくあつたと思ふのです。それに対して保安部長から、トルコぶるはすべて売春とは言えない

のだ、こういうふうな御答弁がございましたね。それから、トルコぶるが全面禁止になつたとしても、それで世の中がすべてうまくいくなら……、後わかりませんが、そういう御答弁もあつたように私は伺つております。

○鈴木(良)政府委員 先生がお尋ねいたします。厚生省にはこの問題については質問通告も何もしてないので申しわけないと思ひますけれども、公衆浴場法というのがあります。これで厚生省がずっと今まで見てきたわけなんですけれども、今警察の方のお考えを伺つておられますと、どうもそこら辺の認識がはつきりしない。そして、問題があるから風俗関連営業にした。しかし、事実上の認識というものは、今の答弁でもわかるように、何かわかつたやうなわからぬやうな答弁ばかり繰り返しておられる。厚生省の方は長い間その実態を見てこられたわけですから、まずその辺の厚生省の方の認識を伺わしていただきたいと思ひます。

○瀬田説明員 先生も御承知だと思いますが、公衆浴場法という法律がございまして、主として一般的な公衆浴場の認可とか指導といつたものを行つておるわけでございまして、ほかに法律がないという関係から、トルコぶるも実は公衆浴場法の対象として保健所で取り扱つておるわけでございます。

一般的な公衆浴場につきましては、保健所の職員、これは医師とか保健婦、薬剤師というものが

中心になるわけでございますが、一般的な保健所の職員におきましても十分に内部的な指導というものができるとは思いませんけれども、トルコぶろというものは、先生御承知のように特殊なものでございますので、保健所において十分な指導というものができなかったというのが現在までの実情でございます。

○鈴木(良)政府委員 これはほとんどがセックスに絡むわけでございまして、しかも非常に問題のあるセックスに絡んでくるといふことでございまして、ほうっておきますと、やはりそこには違法な状態というものが現出する危険性というものが多分にある業種であるというふうに理解をいたしております。

○草野委員 こういう風俗関連産業は、一口で言えはセックス産業である、そして、それはほつておくと非常に違法な状態になるおそれがある、こういうお話ですね。

○鈴木(良)政府委員 これはほとんどがセックスに絡むわけでございまして、しかも非常に問題のあるセックスに絡んでくるといふことでございまして、ほうっておきますと、やはりそこには違法な状態というものが現出する危険性というものが多分にある業種であるというふうに理解をいたしております。

正によりますと、二十八条の第二項で都道府県の条例によって地域を定めて営業を禁止することができる、このようにありますね。その解釈の問題ですけれども、この地域規制というものは一つの県全域にわたって禁止することができると、このように受け取ってよろしいでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 こういうふうな地域規制と申しますのは、善良の風俗あるいは清浄な風俗環境を保持する、あるいは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するといふ必要のある地域について規制すべきものでございまして、もちろんこれを条例でもって規定するのは各自自治体において行われるわけでございまして、そういう必要性というものをやはり慎重に吟味した上でやってくるわけでございまして、本来であれば、やはり段階的に進めていくというのが筋ではなからうか、こういうふうにご考えております。

○草野委員 次の問題に移ります。風俗関連産業の二号営業、いわゆる成人映画等の問題でございます。

この成人映画等の問題につきましては、立案の過程では成人映画館も対象としていたわけでございますが、映倫の自主規制とかその実績だとか、それから映画館業界の広告の自主規制、こういうものを考慮して政令ではこれを除外することにした、こういうふうにご考えております。

○鈴木(良)政府委員 私の方は業界の自主規制の動きを見守ってまいるのでございまして、しかもそういう社会的な要請があるという場合には、業界の方々と十分話し合いをして対処をしていきたい、かように考えております。

○草野委員 文部省にお伺いいたします。映画業界の自主規制である映倫というものです

ね、この映倫は長年の実績によってそれなりの社会的な評価を受けてきた、このように思われるわけでございます。今回政令対象となることを防止するために、警察の意向に沿って映倫がみずから審査基準というものを決めただけでございまして、今のお話のように、やはり警察の意向によつては審査基準を変えざるを得ないというふうなケースが今後ふえてくるのじゃないか、こういうふうにご考えております。

○平川説明員 映倫は、今先生からお話しいただきましたように、邦画製作者あるいは外国映画の輸入、配給業者等が、映画倫理の確立といふ観点から、自主的に規律をするという観点から設けておる機関でございます。その審査の基準でございますが映画倫理規程あるいは映画宣伝広告規程、たびたび改正されておりますけれども、それはあくまでも映倫がみずからの基準として定めているものだと考えております。

○草野委員 今の文部省のお話ですと、映倫の仕事は、国内の映画はもちろんでございまして、海外の映画の輸入、その中身、そういう問題のチェック、審査、それと同時に広告、宣伝、こういうものについても映倫の仕事になっていて、そういうふうなお話だと思えます。

○鈴木(良)政府委員 今のお尋ねの前提といたしまして、映倫の関係のお話が出たわけでござい

の基準を決めて張っているわけですか。

○平川説明員 映画の宣伝のパンフレットでありますとかスチールといふのは、映画館の団体でございまして全国興行環境衛生同業組合連合会等が自主的に、映倫マークのないものは掲示しないというごときで対処しているとお話しております。

○草野委員 業界の自主規制というお話と同時にそれは映倫の審査もパスしている、このように受け取っていいのですか。どうなのですか、その辺はつきりしてください。

○平川説明員 例えば東京都の興行組合が決定しておるところを見ますと、「映倫マークのないポスター、スチール等広告物は絶対掲示しないこと」ということを決めてございまして。

○草野委員 今の文部省のお話ですと、町に張っているポスターはすべて映倫の審査をパスしているもの、それ以外のものは張ってはならない。今までいかがわしいポスターもたくさん張ってありましたが、それは全部映倫の審査を通つたもの、こういうことになるわけですね。

○鈴木(良)政府委員 今のお尋ねの前提といたしまして、映倫の関係のお話が出たわけでござい

すけれども、一応現在では成人映画を対象にしないという考え方でございますから、この十六条自体は、映画の関係ではこの広告、宣伝の規制は当たらないと考へておるわけでございます。

特に映倫の関係につきましてのお話を、恐縮でございますがちょっと申し上げます、映倫は、今までで広告、宣伝につきましてはどうも不十分しか見ていなかったという御反省もあり、今度自主規制で自分たちでもこういうふうなやつていこうという意図をお決めたことと私どもは承っておりますわけでございます。そういうことで、私どもは警察の意向として何か申し上げたということじゃないので、あくまでも業界自体がみずからの検討なり反省の上に立たれてやられたものだというところを、ちょっと一言つけ加えさせていただきますたいと思ひます。

そういうことで、十六条は直に映画の関係等に係るものではないわけでございますけれども、これにつきましても関係をもちと明確にすべきではないか、こういうお話でございますが、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。「清浄な風俗環境を害する」という言葉が抽象的ではないか、こういうお話かと思ひます。

これは、本来の風俗という意味は広い意味でございまして、この法律で使っている「風俗」という言葉は、あくまでも飲む、打つ、買うという言葉に代表されます人間の欲望についての生活関係を規制する法律でございますから、そういうものを害するような形のものと考えられるわけでございます。したがって、当然のことながら売春とかわいせつあるいは賭博等、そういうふうな面でも人心に不良の影響を及ぼして行く行為、そういうものがこういうふうな「風俗環境を害するおそれのある」行為になるわけでございまして、そういう意味でこれはそれなりに明確であると考えておるわけでございます。

もちろん、こういう場合はどうするかああいふ場合はどうするかというところは法律で明確に

はなるわけでございますけれども、運用といたしましてはきつちり通達なり執務資料なりというものをくりまして疑念のないように一線にも指導していきたい、かように考へておるところでございます。

○草野委員 この十六条の問題については、先ほどの御答弁のように、成人映画は今後の成り行きによつてはまた規制対象になるかもしれない、そういうおそれがあるということ、私もこの広告、宣伝については何らかの基準をきちんと定めておいた方がいいのではないか、そういう意味で申し上げたわけでございます。

次に、いわゆるモーター、ラブホテル、こういう問題について若干お尋ねしたいと思ひます。まず最初に、一般旅館、ホテルと擬似モーター、立案の過程におきましては一般旅館、ホテルも対象とするということだつたらしいのでございけれども、改正案では政令によつてこれを除外する、このように何つておられます。政令でどのような規定を置くことによつて一般旅館、ホテルを除外することにされるのか、まずその別について伺いたいわけでございます。

きよは厚生省にもおいでいただいておられますので初めに厚生省に……

今回の法改正によりまして、いわゆるモーター、ラブホテル、こういうものが一応別になるわけでございまして、別になつたからといって厚生省がまるつきり関係のない存在になるわけじゃないわけでございまして、まず、この一般旅館とかホテル、こういうものは一体どういうものか、だといふ厚生省の考え方、どういふものではないか、そこら辺の考え方を聞かせてください。

○瀬田説明員 旅館業法におきましては、施設を設け、それから宿泊料を受けて人を宿泊させる営業というものを旅館業としてとらえているわけでございまして。先生が今おっしゃいましたモーターとかラブホテルというふうなものにつきましては

は、これも旅館業のうちではございましてけれども、専ら異性を同伴する客の宿泊または休憩の用に供する特殊な営業形態というふうな私たちは考へておるわけでございます。

ラブホテルというものの利用形態でございましてけれども、一般的には飲食を伴わないというものが普通でございまして、普通、ラブホテルとかモーターとかというふうなものは、宿泊客の数とか調理場とございまして、食堂でございまして面積というのが非常に小さいということが大きな特色でございまして、私たちがいたしましては、いわゆるラブホテルと一般旅館というものを明確に区別する際に、食堂または調理場の面積というものを一つの基準にしたいというふうな考へて、警察庁ともお話をさせていただいております。

そのほか、ラブホテル等には特殊な構造のベッドというふうなものも客室にございまして、そういったものも一定の基準にしたいというふうな考へておられます。

○鈴木(良)政府委員 警察といたしましても、ラブホテルを対象といたしますときに、一般旅館とは峻別したいという考へ方で臨んだものでございまして、最初から一般旅館を対象とする考へ方は毛頭ございせん。

そこで、ラブホテルと一般ホテルをどう区別するかということでございますが、今厚生省の課長さんからお話がありましたように、そこにあるメルクマールは、一つは施設の面と設備の面からのメルクマールがあるのではないかと、この点で整理してまいりたい、かように考へておるものでございまして。

繰り返すようになりますが、施設の要件といたしましては、一定規模以上の食堂なりあるいは調理場を有していない、あるいはフロントを経由せず客が個室に入るような形態のもの、こういう施設、そういうものいづれかに該当するような施設。それから設備の方につきましては、今も

話がありましたように、特殊な構造のベッドであるとか、あるいは客室内の浴室の内部が当該浴室の外から見えないような構造のものであるとか、非常に大きな鏡が天井にあるいはベッドに張りつけてあるというふうなものであるとか、あるいはまた、いわゆる大人のおもちゃだとかビデオカメラ等が客室に特殊な目的で備えつけられてあるとか、そういうふうな特徴が該当する場合、こういうメルクマールでラブホテルと一般旅館とをしっかりと区別していきたい、かように考へておるところでございます。

○草野委員 次に四号営業でございましてけれども、いわゆるアダルトショップ、こういうもの等があると思ひますが、四号営業は表現だとか出版の自由、こういうものとは非常に大きな関係を持つておると思ひます。

この中で「性的好奇心をそそる」という文言がございましてけれども、これはどの程度のものを言うわけでございましてか。わいせつよりも広い概念と思はれるわけでございまして、その客観的な基準、こういうものをお示しいただきたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 判断基準でございましてけれども、一応、社会通念上一般人が見ただけで性的な感情を著しく刺激させるようなもの、そういうことで、少年の目に触れさせるには好ましくないと思はれるものというふうなことになるかと思ひます。

わいせつよりはやや広い概念でございまして、しかし、通常の健全な性的な道義概念には反する行為というふうなことになるかと思ひます。例えば秘匿すべき身体の一部を露出しておるといふようなものも「性的好奇心をそそる」という概念に当たるものであらうかと思ひます。

○草野委員 時間も大分なくなつてきましたので、少しまとめて伺ひます。今のアダルトショップの問題でございけれども、何点か全部まとめて伺ひます。

写真集の場合、「性的好奇心をそそる写真」、こ

ういうものは一枚だけ入っていても該当するかどうか、逆に全体でどの程度入っていれば写真集と言えるのか。

それから、劇画のようなものは対象になるのか。
それからビニ本というものがありませんか。あのビニ本というのは書籍なんですか、それとも写真集なんですか。

それから、ビデオテープというものが対象になつていて、その内容が判定するのですか。任意に提出してもらつて、そしてそれを映してみて判定するのか、この方法次第では検閲を禁止している憲法にも触れる、こういうことにもなりかねないと思うのです。そういう問題。

それから、今申し上げた「性的好奇心をそそる写真その他の物品」、こういうものが全体の商品のうちでどの程度の割合を占めていた場合にこの四号営業の対象になるのか。
また、「その他の物品」というのはどういうものを指しますか。

以上、ひとつまとめてお答えいただきたいと思

います。
○鈴木(良)政府委員 写真が一枚だけ入つていてもこれに当たるかということですが、これは当たらないと思つて、やはり全体としてそれが写真集と言えるようなものというふうに考えるべきだと思います。

それから、劇画は当たらないと思つて、それから、ビニ本というのは、これは書籍というのではなくてむしろ写真集であるというふうな理解をいたしております。もちろん中には違つたものもあるかもしれませんが、今世上出ておりますビニ本は、おおむね写真集というものであろうと思つて、

それから、ビデオテープをどう判定するかというところでございますが、これは必要により買つてきて調べるといふことあると思つて、そこはあくまでも任意の手段でもって調べていくと

いうふうな考えております。

それから、これをどの程度置いてあつたら、このアダルトショップになるかという問題でございませうけれども、これはやはり全体として七、八割こつこつなものが置いてある、したがって、ごく例外的にこういうものが店頭には飾られていて、こういうものは当たらないというふうな考えております。

それから、「その他の物品」は、私どもは、先ほどお話しのようなビニ本であるとか大人のおもちゃ、それからポルノビデオテープ、こういうものを政令で定めることになるといふふうな考えておるところでございます。

○草野委員 書籍は対象になりますか。

○鈴木(良)政府委員 書籍を対象にする考え方はありません。

○草野委員 次にいきます。
風営法改正の契機の一つとして、あからさまに性を売つた物にした産業の増加というものを挙げて

いるわけでございます。しかし、その改正案を見ますと、愛人バンクとかデートクラブ、ホテトル、マントル、こういうものが除外されているわけですね。この除外した理由は、この前からの質疑では、やはり営業の実態の把握が困難だ、たしかこういうような御答弁であつたかと思つたのです。しかし、警察庁の統計には、今申し上げたような営業種が発表をされているわけですね。例えばマントルの場合は、営業所の数が五百四十二あつて、そのうち検査した営業所の数が九十四、件数が八百二十八件、人数にすれば二百七十九人、その他ありますけれども、こういうような実態が発表されているわけですね。

これから考えていきますと、営業の実態の把握がどうのこうのということでは、捕まえないといふことはおかしいと思つたのです。どつちかといふは、今のセックス産業の中ではこれは花形産業じゃないですか。こういうものを、捕まえることができないからといって除外する、これはおかしいんじゃないですか、長官。これはやはりその

実態の把握を容易にするための法律か何かつくつてがっちりやらなければならぬと僕は思うのですよ。こんなのを野放しにする理由はないと思つたのです。どうですか。

○鈴木(良)政府委員 デートクラブ、マントル等というのはいづれも原則的には風俗関連営業から除外するという形になるわけでございますが、やはりセックス産業を対象としないにしても、やはり正常な、法律に触れない営業というものが存在するというところで初めて関連営業として認め得るということでございます。それがつけから売春を目的にするような営業というのは、正常の営業と言えぬ余地が全くない営業ということになるわけでございます。したがって、これを認めて、法律上これを規制していくことが不可能である、やはりこれはあくまでも現在の法律を使つて徹底して取り締まっていこうという仕方がない対象であるというふうな考えておるところでございます。

○草野委員 この問題についてはまだいろいろ議論はあると思つて、これは先に譲りまします。また風俗関連営業についてはいろいろお尋ねしたい点があるので、時間もありませんので、この問題の締めくくりとしてひとつ長官にお尋ねをしたいと思つて、
今回の改正案を見ますと、善良の風俗と青少年の健全育成とか、これは一見だれが見ても反対できないような言葉を使つて、そして営業規制の対象業種を定義したり、また規制方法を定めたりしているわけですね。そしてこの具体的な内容は、法律ではなくて、政令だと国家公安委員会規則などに譲られているものが非常に多いわけでございます。これは、やはり今後取り締まりがいくれ拡大されるおそれというものは極めて多い、このように我々は考えざるを得ないわけでございます。

そこで、規制対象業種などを政令で規定するときや規制方法を具体的に定めるときには、警察だけで決めるのじゃなくて、やはり各界各層の意見をよく聞いた上で決めるようなそういう仕組みをお考えになつたらどうか、このように思つて、例えば審議会というものを設置する、その審議会を開いて各層各界の意見をよく聞いた上で、そこで決めていく。今回のこの改正案につきましても、我々を初め大勢の人たちが心配している点が多々あるかと思つて、したがって、大部分が政令や公安委員会規則にゆだねられなければならない、こういう点から考えますと、やはり審議会などをつくつてその中で大勢の人たちの意見を取り入れながら決めていく、これだと安心できるの

です。
こういうことを申し上げますと、こういう行革絡みの御時勢だからそういうことは一体どうか、こういうような御議論もあるかと思つて、けれども、今後のことを考えますと、ぜひとも審議会を設置してやっていただきたい、これは私の強い要望でございますが、長官の御意見をひとつお聞かせいただきたいと思つて、

○三井政府委員 政令あるいはその他の下の法令で決めることとされておる部分があるわけでございますが、この点は現在のこの法律案の中で枠がつかつてはまつておる、こういうことではございませうので、みだりに広がるということでは、この法の制定について慎重に配慮をしていかなければならないという御指摘でございます。全くそのとおりでございます。

ので、そういう機会にこういうことについても十分お諮りをしたり御意見を聞いたりして慎重にやってみようということについては、御指摘のとおりやってみようと思います。

○草野委員 この問題については、田川委員長にもひとつ御意見をいただきたいと思うのです。今のようなお話でございませうけれども、私どもはぜひともこの審議会をつくってやたらどうかという意見でございませうが、もしそれが難しい場合は、やはり委員長の私的諮問機関、こういうものをつくってやるというようなお考えについてはいかがでしょうか。

○田川國務大臣 今長官から御説明ありましたように、この改正案をつくるに至る過程におきましても十分意見を聴取し御相談をして、こうした成案を得たわけでございまして、これからは政令や規則をつくる場合にも、相談すべきところは相談し、懇談会なども設けてやってみようと思っております。各界の御意見も十分聴取してまいります。草野さんから、諮問機関、私的なものもつくってやたらどうかというような貴重な御意見もございませうので、そうしたものを含めて慎重に対処していくように今後努力してまいりますつもりでございます。

○草野委員 あと、時間がもう二、三分しかないわけでございますが、深夜飲食店の問題や、また接待の定義の問題、立入検査の問題、騒音規制の問題など、たくさんあるわけでございませうけれども、時間が中途半端になつてしまつたので、これで一応終わりにさせていただきますと思つております。

最後に、要望だけ申し上げます。今までのいろいろと申し上げてまいりましたけれども、最近の、あからさまに性を売つた物にした営業等の実態は、いろいろと問題がありまして、善良の風俗や少年の健全育成の上から見て、このままでよいとは決して言い切れない、このように思つております。特にそれが一カ所に集中している場合、

そういう実態を見ると、こういう観点からも警察としても絶対に放置できない、こういうようなことは我々としても理解ができないわけではございません。

しかし、だからといって、少年非行の増加という現象面だけを捉えて、警察サイドだけで短兵急に取組まうと走つて、営業の自由を制約するあるいはその制約の方法や程度を必要以上に拡大する、いわんやこれに便乗して、本来消極的であればならぬ警察の権限を他の行政分野にまで積極的に拡大していく、こういうようなことは絶対あつてはならないと思つております。単に取り締まりさえすれば問題が解決するということは、これは先ほどの長官の御答弁もございましたように、絶対あるとは思われませぬ。

現在必要なことは、このような性風俗営業の隆盛をもたらした原因は一体どこにあるのか、このような性風俗をどう評価するのか、少年非行との間にどんな関連があるのか、こういうような点について、もつと総合的に、また科学的に、実証的な調査を行うことが大事ではないかと思つております。善良の風俗の觀念自体、これは決して固定的ではないと思つておりますし、その価値観も多様化してまいりますし、それが動くことによつて社会の進歩というものもある、このように言われております。性道徳も流動化して一つの過渡期にあるのではないかと、このように思つております。少年非行の問題も、受験体制一色の学校教育だと家庭のあり方とも深く結びついているものでありまして、風俗営業等の規制だけによつて解決するものではこれは決してないわけではございません。

そういうことで、この問題に対する総合的かつ科学的な取組を強く要望いたします。本日私の質問を終わらせていただきます。

○大石委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 今回のこの風俗法の改正というのはまさに大改正でありまして、法の目的にも書いてありますように、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」というのが大きな目的になつております。

このことにつきまして、国家公安委員長という立場からどう考えられるかということについて、冒頭に二、三質問させていただきたいと思つております。何せこの風俗法の審議会に入つて私の発言が九人目でございます。野球でいいますと九番バッターでありまして、当たることを余り期待されておらぬバッターでありますので、ダブるところが大変多くてさぞかし退屈であると思つておりますが、質問の中心は真剣でありますから、真剣にひとつお答えをいただきたいと思つております。

そこで、まず第一問であります。この法律で少年の非行がなくなる、あるいは防止できるといふふうにしてもらつていいですか。

○田川國務大臣 これだけで少年の非行がなくなるかと完全によくなるかというふうなことを申し上げることはできません。ただ、先ほど来言われましたように、それでは何にも規制しないでほうっておいていいかということになりますと、これはなかなかそうはいかないし、そういう意味で、一つの手段としてこうした改正案を今の時期にやらなければならぬ、こういうふうにしてもらつてほしいと思つております。

○岡田(正)委員 今、委員長の御発言にもありましたように、少年の非行の防止なんということがこの法律だけでとてできるものじゃない、無理だということをお話ございましたが、無理だということになれば、ほかに一体どんな対策が必要であるとお考えになりますか。

○田川國務大臣 これは私の仕事の任務を離れるようなことにもなるかもしれませんが、このように少年の非行をできるだけなくしていくには、もつと総合的に対策を打ち立てていかなければなりません。例えば、先ほどもちよつと触れましたように、子供の教育の中で地域の社会教育をもつと充実していくとか、あるいは家庭教育を重視する、そうしてさらに学校教育を充実していくというふうなこともあわせて考えていかなければ

ならない重要な問題だと思つて、何よりも、大人がもつと子供にあらゆる面で指導をし、模範的になつていかなければならない。子供が大人を信頼しなくなつたら終わりでありまして、そういう意味で、大人が子供に尊敬をもつて見られるようなことを打ち立てていかなければなりません。

こういうような総合的な施策を充実していくことが、今問題になつております少年非行を少しでもなくしていく道ではないかというふうにご意見を伺つておきたいと思つております。

○岡田(正)委員 私も全く同感であります。なかなか、昔から我が日本では子供は親の背中を見て育つていくということをよく言われております。私は、親の責任と愛情、自覚と反省こそが子供の非行化を防止する最たる手段ではないかというふうにご意見を伺つておりましたが、その点について、今委員長の方からお答えがございましたから、長官のお考えを伺つておきたいと思つております。

○三井政府委員 青少年、特に少年は、未熟な存在といえますか。そういう立場にある人たちでございますので、これに悪い影響を与えておるかどうかというのは大人社会の責任といえます。大人が責任であるというふうには思つております。そういう意味におきまして、大人が与えておる悪い影響をできるだけ最小限度にとどめていくということが少年非行を防止する一番大事なことであると思つておられます。今回の法改正もそれに寄与したいという一つの方法というふうにご意見を伺つておられます。

○岡田(正)委員 それではまた委員長に戻りまして、長官からもあつた御意思の表明があつたわけでありまして、いわゆる大人の責任ということが非常に大事だといふことは両者とも意見が一致しておるわけですね。私も意見が一致しておるわけでありまして、そのことについては御意見があらねばならぬのか、そのことについて御意見があれば伺いたいと思つております。

○田川國務大臣 今度の風俗法の改正の中にも、

環境をよくしていくことについて、やはり大人社会の問題で取り締まりをしていかなければならぬ、規制もしていかなければならぬという面がございます。こういうことは本来なら規制をしたり取り締まりをしない方がむしろいいと思えますけれども、ほうっておくというところは環境をますます悪くし、子供に悪い影響を及ぼす、そういう意味で、今回の風営法の改正は一つの手段としてやらなければならない問題である、こういうふうにお思っております。

○岡田(正)委員 これは中身を見たわけではありませんが、マスコミで報道されているところによりますと、今回のこの法案づくりに至る経緯につきましては、大体縦割り組織でありますから、厚生省、文部省、総理府あるいは警察庁、それぞれの縄張りがありまして熾烈な縄張り争いが繰り広げられた。しかし外には出ませんから、恐らくそういうことではない、こういうお答えがあるのだらうと思えますが、そういう縄張り争いの中で果たしてこの憂慮されるべき少年の非行というものが正せるかどうかということをお答えはみんな心配をしておるものであります。この点について委員長はどう思われますか。

○田川國務大臣 風営法の対象になる業種、そういうようなものにつきましては、また取り締まりの対象の問題につきましては、各省と非常に関連したところが多いことは御指摘のとおりでございます。関連する省庁がお互いに議論をし結論を出していくということは当然のことでありまして、今回もそうした相談は各省庁と随分慎重にやっております。

慎重に話をすればするほど、言葉をかえて言えば岡田さんの御指摘のような言葉になるかもしれませんけれども、これは単に言われておるような縄張りの争いかどうかという問題ではなくて、できるだけいいものを、いい規制の仕方をしていかなければならない、いい届け出の方法をしていかなければならないということから議論をしたものと私は見ておりました。そういう意味では、今回

の改正案は大変慎重に関係各省庁と相談をして結論を出したのと思っております。

○岡田(正)委員 安心をいたしました。どうすればよくなるかということについて真剣に考えればなるほど外から見ると縄張り争いに見えるかも知れませんが、そこではない、そこでこういういいものができた、こういう自画自賛でございます。私は安心しました。もう本当にそれにとおりにやっております。

そこで、今度は厚生省、文部省、総理府の方に伺いをするのでありますが、それぞれの立場からお考えになりました、この少年非行の防止につきましてはいかなる対策をそれぞれ各省はお持ちでございますか、お伺いいたします。順次お答えください。余り長答弁になっても困りますが、まるでウサギのしっぽみたいに短いのも困りますので、ほどほどの御答弁を要求いたします。

○梅沢説明員 お答えいたします。近年におきます少年非行増加の現状にかんがみまして、政府といたしまして、昭和五十六年一月二十日に青少年問題審議会に對しまして「現在の青少年問題への基本的な対応方策」というものを諮問したわけでございますが、昭和五十七年六月二十四日にその答申を受けまして、これを踏まえまして直ちに「青少年の非行防止対策について」閣議決定を行うとともに、同閣議決定に基づきまして総理府に設置されました総理府総務長官を議長といたします非行防止対策推進連絡会議におきまして、総合的な非行防止対策について申し合せて推進してきたわけでございます。

また、昨年、横浜市の中学生によります浮浪者殺傷事件あるいは町田市の中学校教師によります生徒刺傷事件等が相次いで発生したことによりまして、非行防止対策推進連絡会議を急遽開催いたしました、「当面採るべき措置」ということで「全国民的な青少年の非行防止・健全育成運動の喚起、推進」など五項目を取りまとめまして、その推進を図ってきたということでございます。

特に、最近、俗悪出版物あるいは享楽施設の増加など、青少年をめぐります社会環境が悪化してきておるといったことから、本年二月二日に非行防止対策推進連絡会議を開催いたしまして、関係省庁が緊密な連携を図りながら環境浄化活動を強力に推進することを申し合わせまして、現在推進しておるところでございます。今後ともこうした少年非行防止対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○伊藤説明員 先生御指摘のとおり、最近の少年非行の増加は、教育を担当しておる文部省としても大変憂慮しておるところでございます。文部省としまして、この青少年の健全育成のために、学校教育の機能の充実あるいは社会教育の充実というようなことに今鋭意努めている状況でございます。

具体的には、学校教育におきましては特に生徒指導の充実あるいは道徳教育の充実というような方面を推進しております。社会教育におきましては、青少年が豊富な生活体験を持てるようにというものが基本でございます。青少年団体の助長、あるいは青少年が大自然の中で切磋琢磨できるような少年自然の家とか青年の家というものの整備を、そこで青少年活動を進めているという状況でございます。

しかし、青少年の非行防止とか健全育成という観点から見ますと、学校教育あるいは社会教育だけではなくて、学校教育や社会教育あるいは家庭教育が打って一丸となつて効果を上げる必要があるのだということから、その総合的な施策を進めておりますし、さらには社会全体が青少年の健全育成のために協力し合うことが必要でございます。そのために、総理府を中心にして各省庁の力を発揮しておりますいろいろな青少年の健全育成活動に對して、文部省としても総理府に結集されるその力にさらに協力し、青少年の健全育成のために成果を上げていきたい、そういう形で努力しているところでございます。

○蒲地説明員 ただいま先生からもお話がございましたように、最近、俗悪出版物あるいは享楽施設の増加など、青少年をめぐります社会環境が悪化してきておるといったことから、本年二月二日に非行防止対策推進連絡会議を開催いたしまして、関係省庁が緊密な連携を図りながら環境浄化活動を強力に推進することを申し合わせまして、現在推進しておるところでございます。今後ともこうした少年非行防止対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

ましたように、非行の原因を私ども考えますと、幼児期からのしつけとか大人自身の生活態度、さらには地域環境というものがいろいろ複雑に絡んでいることが原因だろうと考えております。厚生省の施策でございますが、まず第一点は、児童館の整備を図っております。児童館というのは、一般家庭の子供さんの遊び場でもあり、また小学校低学年のかぎつ子の子供さんたちの保護育成もやっておりますし、さらに、母親クラブ等地域のお母さん方の集まりであります地域組織の育成助長を任務にいたしております施設でございますが、マイナスイーリングのもとではございますけれども、毎年百三十カ所程度の整備を図っているわけでございます。

第二点といたしましては、ただいまもお話しいたしましたように、地域の方々がその社会の子供さんたちを健全に育成していかなければいかぬというふうなことで、母親クラブというのがございます。この母親クラブというのは児童の事故防止とか非行防止を活動内容にいたしておりますお母さん方の地域組織でございます。これについても若干の活動費を補助いたしまして育成助長を図っているというふうな施策を講じております。

それから第三点でございますが、いわゆる核家族化とか都市化が進展いたしますと、三世帯世帯というのは今なかなかございまして、子供さんを持つたお母さん方が児童の養育についていろいろ悩みがあつても、家庭内には相談相手がいなくて、隣近所にも都市化が進みますと連帯感が薄れて相談相手がいなくて、そういうことで、相談体制を我々として大いに伸ばしていかなければいかぬのではないかと考えているわけでございます。

相談機関といたしましては、一つ児童相談所というのがございます。これは全国に百六十四ございまして、県庁所在地、それに準ずる市ぐらゐにございます。そのほかに、福祉事務所家庭児童相談室というものが設置されておまして、そこでも相談にあずかっている。これでも足らぬという感じがいたしまして、私どもといたしまして

が、今度は小学校五年生や三年生と一緒にグループをつくって遊びますと、体力がありますからやはり先輩として立てますので、その四十番の子供が初めてそこで一番になったつもりになって自信が出てくるだろう。

そういう意味で、昔からそうですが、地域社会へ戻って子供たちが餓鬼大将の集団に入っているいろいろな活動をするというのは、子供の成長にとって大変重要なことだろうと思うのです。私が子供のころは、うちへ帰ってかばんをほうり投げて、すぐその集団に行っている教育された口で、けれども、そういう集団が学校外で育つことが一番望ましいことだ。

そんな意味で、先ほど申し上げましたように青少年団体活動などの育成をしているわけですが、子ども、今日の社会を見ますと、子供の数が非常に少なくなってきたり、なかなか集団がなくなりだとか、あるいは昔に比べて交通事情が大変複雑になって、交通事故の問題とかいろいろの事故の問題も出てまいりますので、子供たちの校外の生活の面倒をどう見てやるかというのは大きな課題だろうと思うのです。

そのために、厚生省を中心に、特にかぎつ子につきましては都市の児童健全育成のための施策を進めていらいやいますし、文部省としましても協力できるところは全面的に協力してまいりたいと考えております。

同時にせつかくの校庭があとありますので、校庭を子供たちの遊び場に開放する施策を進めておる。それで、この校庭の開放につきましては、何でもかんでも学校へ持ち込んでしまいますと学校が爆発してしまいますので、校長の責任ではないのだから安心して開放せよというような施策を進めておる。そんな形で、子供たちが健全な学校外の生活ができるようにいろいろ配慮しておるところでございます。

○蒲地説明員 保育所についてどう考えるかという御質問なんですが、先生御案内のよう

に、保育所というのは、保護者の疾病、労働その他の事由で保育に欠ける場合は、市町村長が保育所に措置する、こうなっております。

一方、共稼ぎの実態でございますが、ちよっと手元に資料がございません。いわゆる婦人就業の関係について申し上げますと、昭和五十年の婦人就業が千九百八十七万人でございますが、被雇用の婦人は千五百九十九万人でございます。そのうち有配偶、結婚しておられる御婦人の方の就業が五百九十五万人でございます。五・三％が有配偶、こういうような実態になっております。一方、五十八年におきましては、婦人就業は二千三百二十四万人におきておりました。五十年に比較いたしますと、そのうち有配偶の婦人の方でございますが、五十八年度は八百八十六万人ということで、五十年度に比較いたしますと一・四九倍、約五割増し、こういうような実態でございます。

児童福祉法は、いわゆる貧困とかそういうことではございませんで、保育に欠ければ子供の福祉のために保育所へ入れる、その上で所得に応じて費用徴収を行う、こういうことになっております。私どもの立場といたしまして、幼少時はなるべくなら母親の手元で育てていただきたいというのが気持ちでございます。

それから、かぎつ子の問題でございますが、かぎつ子につきましては、昭和四十八年ごろに総理府の青対の方で御調整をいただきまして、厚生省と文部省と労働省の施策で対応するというのが基本でございます。

厚生省といたしましては、まず児童館で保護育成を行うというのが基本でございます。ところが、児童館ということになりますと、特にかぎつ子というのは都市部に多く発生するわけでございますが、なかなか用地が確保できないということ、児童館の整備がなかなか思うようにいかにない。その児童館を整備されるまでのつなぎといたしまして、都市児童健全育成事業という四つのメニューを持った補助金がございまして、その中で児

童育成クラブという組織をつくっていただいて、そこで保護育成を図っていただくというようなこととでかぎつ子対策を推進しているわけでございまして、以上でございます。

○岡田(正)委員 各省ともそれぞれ非常に真剣なお答えでありまして、やはり共通していることは、幼少時における対策というのは母親とのいわゆるスキンシップが必要ではないか、ある程度大きくなりましたら健全な野外活動の絶好のチャンスではないか、むしろ餓鬼大将になるぐらいの立派な、たくましい子供をつくってもらいたいというふうな非常に立派な御意見を伺いまして、大変ありがとうございます。——三省の方、結構でございます。ありがとうございます。

それは、本日は、二条関係のみを主体に質問をさせていただきたいと思っております。

まず第一問であります。本法の目的にはギャンブルの未然防止が含まれているのでしようか、含まれていないのでしようか。

○鈴木(良)政府委員 改正法案の第一条におきまして、善良な風俗の保持ということの規定しております。この中には、従来から賭博行為の未然防止というものも入っていると申す方がございまして、また、業態といたしまして、パチンコなりあるいはマージャンなりというものも入っております。これは、その趣旨で従来から規制対象となっておるといふことであるというふうにご考えておられます。

○岡田(正)委員 今のお答えによりますと、未然防止の措置については法案の中に十分盛り込んである、こういう仰せであります。

しからば、ギャンブルの未然防止が含まれているとするならば、なぜギャンブル専用機の設置を公然と認めておるのでありますか。しかも、これは先ほど草野委員の発言の中にもございましたが、警察白書の百七十七ページにギャンブル機器と明記してある。そういうものがごこへいろいろ取り込まれておりますが、その関係を含めてひ

とつお話しをいただきたいと思っております。

○鈴木(良)政府委員 このゲーム機の例示といたしましてスロットマシン等が入っておりますのでそういうお話にならないかと思っておりますけれども、実は、ギャンブルになるかならないかという問題は、一つは本来そのものでギャンブルになるというものと、用法によりましてギャンブルになるというものと、二通りあるというふうにご考えておるわけでございます。

スロットマシンというものの扱い方は国によっても違うのでございませぬけれども、日本では遊技機で楽しむということでございます。そのスロットマシンによつて財産上の利益を得ようという考え方のものではないわけでございます。現金が出てくるとか、あるいはそれによつて賞品が稼げるというふうなものではない、あくまでもスロットマシンという機械を使って遊ぶのだということが原則でございますので、それが直にギャンブルの機械であるということにはなり得ないというふうにご考えておられます。ただ、もちろん、いろいろな機械の中で、例えば先ほど言いましたようにすぐ現金が出てくるようなものであるということになりますと、これは当然のことながらギャンブル機になるわけでございます。

一応日本でもって今使われておりますスロットマシンというのは、大体機械そのものを楽しむというところでございます。それをもちまして直ちにギャンブル機であるというところにはならない。現実には、先ほどもちよつと申しましたように現金がすぐに出てくるようなものは、当然、私の方はこれは認めない方針でいくわけでございます。

○岡田(正)委員 各委員の方からギャンブル、賭博という問題について御質問があったのであります。私のみ込みが悪い方でございます。もう一遍重ねてお尋ねするのであります。賭博とは一体何ですか、これは。

○鈴木(良)政府委員 刑法の百八十五条で、賭博と申しますのは、偶然の輸贏に關しまして財物をもつて賭事または博戯をすることというふう

義をされております。言うまでもなく輸贏という言葉は、勝ち負け——この言葉の順序からいけば負け勝ちということでありますが、そういうふうな偶然の勝負に關しまして財物をもつてかけごとをするということが言われておるわけでございませぬ。したがって、賭博といふものは、技能がかなり關係するといつても、常識的な意味におきまして、多少とも偶然性の支配を受けるというものはこの百八十五條の対象になると考えられておるわけでございませぬ。

したがって、例えば囲碁でありまして、囲碁そのものは非常に知的な高尚なゲームだと私は思いますが、しかし、それでも財物をかければ、それは、技能はもちろんなり關係するのでございませぬけれども、やはり偶然性に支配されるということもあり得るということで賭博罪に当たるといふふうに考へておるわけでございませぬ。実際にはそういう判例が多く存するわけでございませぬ。

○岡田(正)委員 よくわかりました。

そうすると、のみ込みを間違つておつたら大変なことになりますので、ちよつと確認をさせていただきますが、賭博とは何かという質問に對しまして、刑法百八十五條に書いてあるもので説明をされましたが、要するに、夢に對して財物をかける、こういう行為は賭博である、それから偶然性の支配しか受けないというふうな、いわゆる偶然性だけで勝敗が決まってくるというふうなものは賭博ですということですね、二つに分けて言え

ば。そういうふうになり承りましたが、そうすると、整理してみると、財物をかけるという前段は今ちよつとおきまして、後段の偶然性の支配を受けるものといふのは、もつと具体的に言つたら技術の介入を受けない、それで偶然性のみで勝敗を決する、こういうことなるのでございませぬか。

○鈴木(良)政府委員 偶然性だけでなくいいわけございまして、技術の介入性がありまして、偶然といふ要素があればこれは賭博になるわけ

でございます。先ほど申しましたように、囲碁でも将棋でも当然技術というものが介入するわけでございます。しかしそれでも必ずしも強い人が全部いつも勝つとは限らないものでございませぬ。やはり偶然性の要素といふものはそういうものもある。したがって、そういうものに財物をかけていけばそれは賭博になる、こういう解釈になつておるわけでございませぬ。

○岡田(正)委員 そういたしますと、これはあるいはお笑いになるかもしれぬけれども、飛躍をして考えますと、例えばゴルフコンペをやりませぬ。それで、それ優勝だ、いや準優勝だ何だというのがありますね。賞品が出ますね。ハンディは別問題としても、とにかく出てきた数字によつて、一番小さい数字で回つた人が優勝ですね。それで、賞品をもらつていきますね。これはすばらしい賞品ですね、このごろのほとんどのゴルフが。ああいうのは賭博でございませぬか。これはまさに偶然でしょう、ハンディまで設けてあるのですから。偶然にホールインワンするとか、あるいは数が少なくて打つたとかいうことになるのでありまして、偶然性の支配を受けるものであると思ひますが、どうですか。

○鈴木(良)政府委員 おつしやられるとおり、偶然性も左右するわけでございませぬ。賭博罪という考え方は成り立つわけでございませぬ。賭博罪と申しますのは、今申しましたものにたゞし書きがついておりました、「一時ノ娯樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」という条文がついておるわけでございませぬ。一時の娯樂に供するものをおかけた者はこの限りでないという規定があるわけでございます。

したがって、一時の娯樂に供するものであるかどうかという判断になるわけでございます。それが極めて高価なものであつて、大變大勢からそういうかけ金を集め、それを高価なものでやるということになりますと、なかなか一時の娯樂に供するということにはならないという形で、例外の規定に当たらないで、やはりそれが賭博

になるというふうな解釈される場合もあるうかと思ひます。

○岡田(正)委員 入り口をはつきりしておかないればいけませんので、くどいほどお尋ねをしておるのでありますが、そうすると、一時の娯樂に供するものでかけるものであつたら、これは一応賭博とは見ておらぬのです、こういうお話であります。

ということになると、例えば競馬の予想をやりまして、電話で胴元か何かがおりましたら、電話で、野球賭博だといつてふん縛つておるのを、これは金をかけたからいかぬのであつて、電話で、あんた、どれにかけますかといふことを言つて、非常に競馬といふものに興味を持つておつて、お互いに競争するんならやってみようやというので、おれは何番だといふやつが、お金が入つて入つてきたといふことになる。これは捕まへられておるわけでありますが、これも一時の娯樂に供しておるのではありませぬか。そういうのは違つたのですか。競馬は娯樂ではない。——済みませぬ、予定外。

○鈴木(良)政府委員 「娯樂ニ供スル物」と言つておりました、これには金は入らないといふ考え方が一般的でございます。

それから、今お話しした競馬の問題は、そういうのみ行為は特別に競馬法違反という形で、特別法で罰せられるという行為になるわけでございませぬ。

○岡田(正)委員 このことについてもう一つだけ。このごろ全国でゴルフが大はやりであります。私は全然知らぬからやつたこともないのでありますけれども、何かゴルフでかけるのだそうですね。握るうやといふのが一つの合言葉になつておるようですね。それで初めての経験者が、きょうは初めてゴルフ出場だといふので、喜び勇んで衣裳も靴も道具も皆新しいものを持つていつた。そうしたら、先輩諸氏から握るうやといふ手を差し出されるから、ああ親切な先輩だなと

思つてありがとうと言つて手を握つたら、これはもうかけたのだそうですね。それでくるくると回つて帰つてきたら、三万円ぽんといふかたかといふようなことが頻りに行われておるのだそうですね。私は知らぬからわかりませぬよ。だけれども、そういうのはどうなるのですか。これは一時の娯樂に供するものであつて、金が動いておりませぬがどうなるのですか。

○鈴木(良)政府委員 現金が動いた場合には、先ほどのようなたゞし書きの規定はございませぬので、現金の場合にはやはり賭博罪になるといふことでございます。

そういうことで、今の具体的な例では、もし三万円という金額になつてまいりませぬ、これは仮にそれが品物でございませぬ、一時の娯樂の用に供するとはちよつと言えない場合が多いのではないかと考えます。

○岡田(正)委員 もう一つだけ確認させていただきますが、そうすると、財物といふ中に金が入るのかどうか知りませんが、分けて、物あるいは金、そういうものがかかつておつたら、事前に払おうが、そのとき払おうが、後日になつてもらおうが、それはいづれも賭博行為として罰せられる行為であるといふこと考へてよろしいのか。

それからいま一つは、そのかける物、かける金といふのは、これも私の素人知識であります。ちらつと漏れ聞くとところによると、何か昭和五十九年は、三万円以下なら贈賄とはいはれない、三万円以内なら何ぼもらつてもよろしいといふようなことが内々にあるんじゃないかといふことをよく聞くのであります。この賭博もそういう何かのルールが引いてあるんでございませぬか。その二つ。

○鈴木(良)政府委員 今のお話のように、この賭博罪といふのは、現実には物の授受がなくて、約束があれば足りるといふ判例がございませぬ。したがって、先ほどのような前段のお話はそれに当たるといふふうに考へておられます。もう一つ、どこら辺で線が引けるのかといふこ

とでございますが、これはなかなか難しい問題でございまして、私の担当でございませんで、ちよつと金額はここでもって申し上げる立場にございませんで。

○岡田(正)委員 これは予定外の質問でありますからまことに恐縮なんでございませんで、できればお答えをいただきたいと思つたのは、物、金、そういうものをかけて、おい勝つたらこれだけ出すんだぞ、やるんだぞというような約束をしたら、早くもそれは賭博行為である、こういう非常に明快なお答えがあつた。これはよくわかりませんで。

そこから先わからぬのは、それじゃ例えば十円かけてもそれは賭博行為なのか、あるいは十円コレット一枚かけてもそれは賭博行為なのかという問題を聞かれた場合に、風営法で、ギャンブルの問題、賭博の問題をあなたらは四日間になつたて慎重に慎重に審議をしたはずなのに、それも知らぬのかと言われたら、どう答えたいのでございませんで。

○鈴木(良)政府委員 金をかけておると、これはすべて賭博罪の対象になるわけにございませんで。(岡田(正)委員「一円でも」と呼ぶ)理論的にいけばそういうことだと思ひませんで。

ただ問題は、そういうものが可罰性があるのかどうかということにございませんで、それを一円かけたからすぐに起訴に持ち込むということは恐らく検察庁もなさらぬと思ひませんで。ですからそういう意味で、一応理論の上からいけば金がかかればそれは対象になる。ただ、十コレットをかけたということになりませんで、これは一時の娯楽の用に供するといふふうでございませんで、これはないかな、こういうふうで考えられるわけにございませんで、これは賭博罪の対象にはならないんでございませんで、こういうふうで考えておとませんで。

○岡田(正)委員 それじゃ、今の賭博とは何かかということだけにつきまして要望を申し上げておとませんで。
国民にとつては、皆さん方警察の方というのは生命財産を守ってくれる大変ありがたいあり

たい人である、こういう感覚が一つあります。いま一つは、警察の人といつたら、いや、いぶせいのう。広島県の言葉でいぶせいのうと言つた。これはどういう意味かといつたら、恐ろしいなという意味がある。これは偽らざる国民の感情じゃないでしようか。片方では大変感謝しておとませんで。片方では大変恐れられておとませんで。

そこで、今ここで私がお尋ねしましたように、まあ一円というのは極端ですけれども、金をかけたらそれは賭博とみなさなければ仕方がないでしよう、こうおつしやる。十コレットくらいならまあよかんべとおつしやる。十コレットでも千円もするよな十コレット、二千円もするよな十コレットといふのはあるんでございませんで、だから、そこら取り調べに当たる警察の方取り調べの恣意によつて、おまえ有罪にするぞ、検察庁へ送るぞ、こう言えおしまいでしよう。何言つてもだめでしよう。だからそこら国民がわからなければ非常に怖がる、非常に恐ろしがる。

だからそこらところを、本當言つたらもつと正確なお答えが欲しいのでございませんで。それが無理なら、今もう答弁に立たなくてもいいですから、委員長が指名しても立たなければ、答える意思はないと思つて次に行きますから、どうぞ。

○鈴木(良)政府委員 お答えになるかどうかちよつとわからないのでございませんで、先ほど言いましたように、一応理論的には、金をかければそれは賭博罪の対象になるといふ判例があるわけにございませんで、例えば仲間内でもつていふるやうにして、負けた者が晩飯を持つといふよなことになりませんで、それは当たらないといふ判例もあるわけにございませんで。ですから、そこらところを我々としても、当然のことながら、賭博罪を考へていまして、今申しましたよな判例をよく吟味いたしまして運用していくといふことにならうかと考えておとませんで。

○岡田(正)委員 それでは次に機械のことでありませんで、スロットマシン、ポーカーゲーム、花札、

トランプ、マジャン、ルーレット等々の賭博性のものは、子供は入れるべきではないし、させないといふことは少年非行を防止することで最も大事なことでないでしようか。それが、先ほど草野委員からもお話がありませんで、夜の十時まで遊んでもよろしいよといふことを今度は法律にはつきり書いてくる。

これはむしろ、全部が全部でありませんで、う、わずかな子供もわかりませんで、夜出歩く子供にとっては天下御免の免許符を手に入れたよなものでありませんで、晩の十時までどこをほつておつた、こう言つておやじが怒つても、何を言つてんだ、十時までは、銭は出ぬが、ばくちまがいの、あのラスベガスやモナコにあると同一機械をいじつてもいいことになつておとませんで、法律を知らぬのか、おやじは、こう言われたらおしまいですね。まさに堂々と非行に近づいておとませんで、こんな感じがいしたのか、私は不思議でかなわぬのです。再度御答弁をいただきたいと思ひませんで。

○鈴木(良)政府委員 現在、ゲームセンター等は全く対象になつていないわけにございませんで、子供は二十四時間できるということになるわけにございませんで。親に聞かれても、極端なことを言えませんで、法律上は二十四時間できるんだという答えが今はできるわけにございませんで、私も必要最小限度の規制といたしまして、せめて十時までということを決めたといふこと、ございませんで、ある意味では一歩前進であるといふふうで考えておとませんで。

それから、ゲームの中身の問題はいろいろございませんで、これは先ほど言ひましたよなように、そういうゲームの中身に結びつく、あるいは賞品に結びつくので、そこで射幸心をそそるという問題が出るわけにございませんで、その遊技機で遊んでおるといふ行為自体は射幸心をそそるということにはならないといふふうで考へるわけにございませんで。そこが違つたのだからと思ひませんで。今申しましたよなように、ゲーム機の中身ではなく

で、それが金なりあるいは賞品と結びつくかどうか、そこにキーポイントがあるわけにございませんで。そういう考へ方で整理をしたものでございませんで。

○岡田(正)委員 よくわかりませんで。今の答弁はよくわかりませんで、よくわかる答弁をする、よくわからなくなるのです。大体夫婦げんかなんといふものはどうして起きるかといつたら、わかつた者とわからぬ者とがげんかをしようと思つても、これはげんかにならぬのです。わかつた者とわかつた者が意見ががが言つとげんかになる。これが大体夫婦げんかのもと、こう昔から言われておとませんで。

大変わかつた話をされるのでありませんで、今まではゲームセンターは時間の制限がなかつたのですよ、だから青少年の諸君は野放しでそこに行つておつたんだ、だからそこがたまり場になつておつたんだ。そして、先ほどの御説明によれば、大体晩の十時から以降がたまり場に使われておとませんで、十時までとすれば非行防止にたい役に立つたのではないかと。今の言葉によれば、一歩大前進である、こういうお話ですね。そこに悪の芽があつたんだから、ここでその芽を摘もうといふのでせつと法律をお出しになつたんですから、私は、一歩なんて遠慮せずに、三歩も五歩も踏み出してもらいたいんですよ。だから私は、ここでいう少年たちが、いわゆる子供たちがどうあるべきかといふことを考へたら、これは各町内会でも、日没になりますと「夕焼け 小焼けで 日が暮れて」といふメロディーを流しておとませんで、あ、メロディーが鳴つたら全部帰れ、それ以後はそういうゲームセンターに入らしてはならぬ、後そこへ出入りするの大人だけだ、こういう明快な、だれが聞いても見てもよくわかることにしてもらえぬでしようか。いかがでございませんで。

○鈴木(良)政府委員 今まで何せ何らの制限もなかつたわけにございませんで、営業者の立場も考へまして必要最小限度の規制をしたといふことで

でございます。しかし十時までやれと言っておるわけではないわけでございます。あくまでも、法律では一応制限としてございまして、だということをお言っておるわけでございます。後は業界の皆さんがそれぞれの立場で自主規制をしていただくということは望ましいことだ、こういうふうにお考えをしております。

○岡田(正)委員 時間がどんどんたちますので、この辺でこの問題は締めくくりたいと思っておりますけれども、私は、この問題は非常に残念無念という思いが残って仕方ないんです。

どうせ改正するならば十時などというならば、御存じですか、皆さんはもう徹夜でもお仕事をなさる人ばかりだから、猛烈人間ですからそうでもないかも知れませんが、一般の働く人というのは、大人は大体がもう九時には寝てますよ。そうしなければ体力的に明くる日の労働生産性を取り戻すことができない。そういう状態で、大人どもはほとんどが九時か遅くとも十時には寝て、それまでには会社で必要な勉強はちゃんと済ましていく。

ところが子供は、十時までやつていいよと法律に書いたら、それはもう天下御免ですからね。これは国家公安委員長や警察庁長官のお墨つきでしょう。いいよ、遊びなさい、こう言うんだから、親はやりやうがないんじゃないですか。こんな晩の十時まで夜更かしをするようなことは、私はもう絶対やめさせてもらいたい。いい国民にならない。これは日没で打ち切るべきである。働くんじゃないんですから、遊ぶんですから。そういう点は、ぜひともひとつ各党の方々にも御協力をいただいて、何とかするべきではないのかというふうには思っております。

それでは、その次に行かしていただきます。今いろいろな機械がありますけれども、いわゆるゲームセンターは風営法の中に入るのであります。その風営法で指定するものと、指定をしないもの、いわゆる賭博性のない健全なものに分けることができるはずなんです。これは分け

たらいかがでございませうか。

○鈴木(良)政府委員 風営法の適用のあるものとそうでないものに分ける場合には、私どもは、その区別は設置されたゲーム機の種類によってやりたい、こういうふうにお考えをしております。

○岡田(正)委員 そこなんです。この法律にも「スロットマシン、テレビゲーム機その他」云々と、こう書いてあるだけでございまして、その種別によるというのがわからぬのです。これがわからぬ。

だから、賭博性を持つておる機械、現実にはコインは出ません、お金は出ませんでしようけれども、世界的に認められておるいわゆる賭博性のあるものというものは、例えばどういふ機械があるのでしょうか。メダルゲームでやるものあるいはテレビゲームでやるもの、その他のもの、随分あると思えます。十種類くらいはあると思えますが、まずそれを教えてください。

○鈴木(良)政府委員 このゲーム機につきましては、遊技の結果が表示され、あるいは勝敗が明らかとなるもの、少なくとも点数等が出てくる、あるいは勝負がつく、そういうものを私どもは対象にしていくべきであるというふうにお考えをしております。

ゲームの種類につきましては、防犯課長から答えさせていただきます。

○古山(正)委員 規制の対象とならない遊技設備といたしましては、定置式の乗り物、あるいは人生を占うとか、そういうものは勝敗の結果が生まれません、また定量的な点数が加算されるというものでございせんので、そういうものは対象にならないというふうにお考えをしております。

○岡田(正)委員 そうすると、「テレビゲーム機その他」という中には、例えば野球とか、健全な少年たちが運動神経を働かすことに非常に役に立つようなものも、結果的には勝敗が決まる、あるいは点数が出るからそれはだめ。勝敗が決まるもの、点数の出るもの、これは一切賭博性のある機械、こういうふうにお考えになっておられるの

ですか。

○鈴木(良)政府委員 一切だめだということではないのでございまして、許可の対象の機械になるということにございまして、そういう機械を設置しておる営業を許可対象にするという意味しかございせん。ゲームそのものは健全であるというのをお説のとおりでございますけれども、それがやはり点数が出る、あるいは勝敗が決まるということによって賭博に利用される可能性が出てくるということにございまして、そのところを分けて考えておるわけでございます。

○岡田(正)委員 それでは、資料をひとつこへ出していただきたいと思うのですが、急なことを申し上げて御用意があるかどうかわかりませんが、昭和五十七年、五十八年の賭博事件による賭博遊技機の機種別、そして押取場所別、押取状況の調べが恐らく当局にはあるはずだと思います。――さすが当局ですね。要求したらすぐ出てくるのです。立派なものです。

さて、ここで、この表を拝見いたしますと、「遊技機使用による賭博事犯検挙状況」と書いてございまして、これを見ますと、この表の中にあります機械というのは大体が賭博遊技機、いわゆる技術性というものの介入がない、偶然性によって結果が出てくるというようなものばかりじゃないんでしょかね。その点、私もこれは実物を知りませんからわかりませんが、この表を見る限りは、悪い言葉で言うたら賭博専用機じゃないんかなというふうにお考えをしております。いわゆるスロットマシンというような機械ではないと思っております。

○鈴木(良)政府委員 いろいろ種類がございまして、その種類によりまして技術介入性のあつたものとないものがございますが、お手元の資料の中で右の方にありますテレビゲーム機だとかあるのはビンゴ、フリッパー型等は技術介入性があるものと考えております。それも程度差がある

ことを御了承承いたしたいと思っております。

○岡田(正)委員 時間がだんだん切迫してきますので、質問をできるだけ少なくいたしますが、今出していた表のビンゴ型、フリッパー型あるいはテレビゲーム機というものは技術介入性が強いとおっしゃいますが、これは技術介入性が強いだけども、それを使つた者同士が金をかけ合つて賭博行為ということになったのでしょか、それとも経営者がその出た結果によって賞品をばつと渡すということに賭博行為が挙げられたのでしょか、どつちに当たるのでしょか。

○鈴木(良)政府委員 両方ございまして。○岡田(正)委員 部長さん、時間が足らぬということも、余り締めぬでもいいですよ。遠慮せずに、どつちの方が何十％と言え片方は言わぬでもわかりますから、どつちかを言うて下さい、パーセンテージくらいは。

○鈴木(良)政府委員 両方ございまして、どつちかといえば経営者がやるものが多うございまして。

○岡田(正)委員 どちらかといえば経営者のやる分が多いのでありますと言いますが、実際は一〇〇％近く経営者じゃありませんか。

○鈴木(良)政府委員 一〇〇％ではございせんけれども、経営者が大部分でございまして。

○岡田(正)委員 そこで、だから、経営者というか管理者というか、営業所の許可を求める人がしつかりしておればいいのであつて、その人間がおかしかったら排除することも当局はできる権利があるわけですから、その人に皆さん方の指導が及べばいいのです。その機械をやりながら、お互いに、おひ今度は何ぼとつたら何ぼ出すのだということをいって、来ておる子供たちがお金をかけ合うとかいうことはほとんど皆無であらうと思はれます。

そうなつてきますと、この件数でもわかりますように、機種別の押収台数が、五十八年におきましては一万三千二百ありましたけれども、その

うちで九〇%以上を占めておるのがテレビゲーム機でございます。だから、このテレビゲーム機の中でも、例えばトランプをやるとか、あるいは花札をやるとか、そういうような賭博性のおいひの非常におんぶんとするものは対象に入られてよろしいと思ひますが、それ以外の野球とかテニスだとか、そういうようなものについて、どれもこれもみんなみそもくそも一緒に取り込んでしまふというようなり方は、ちよつと穏当ではないかと思ひますが、いかがでありますか。

○鈴木(良)政府委員 おっしゃられるとおり、何せこれが賭博になるかどうかというのは営業者の姿勢によつて決まるものでございます。したがひまして、ゲーム機の内容によつて決まるというものでないわけでございます。それがいわゆる賭博的なおいひの非常においひます先ほど例に挙げられましたようなものだけじゃなくて、一見健全と思はれるスポーツ等を題材といたしましたゲーム機でありまして、それをもとに営業者が賭博に使つてゐるといふ例も多々あるわけでございます。

したがひまして、もしそういうふうには、このゲーム機はいいんだ、このゲーム機は入るんだというこゝにいたしますと、恐らく脱法を図ろうとする業者は、許可対象にならないゲーム機を入れて、一見スポーツの遊技をまじはるような形をとりながらそれを賭博に利用するということ、まづ火を見るよりも明らかではないかという感じがするわけでございます。ここで今言ひましたようにゲーム機の内容でそういうものを分けるということには実情に合致しない、現実には挙がつておる賭博の実情にそれは合致しないということが一つございませう。今申しましたような形から、どうしても脱法行為を防ぐためには、不心得な業者を防ぐためには、それを対象に入れていかないと本当の法の目的が達せられないということになるのではないかと思ひます。

特にもう一点お考えいただきたいのは、ゲーム機はソフトウェアをかえますと、これはほかのゲーム内容を幾らでもできるということになるわけでございます。ですからゲーム機を、仮に、こういうゲーム機であるということだけで押さえておきますと、そのゲーム機の内容、ソフトウェアをちよつとかえれば今申しましたような形で賭博に利用する可能性が出てくる、こういうことになるわけでございます。そこでもつてゲームの内容で分けることは脱法行為を助長することになるというこゝで認められないことではないか、かように考えております。

○岡田(正)委員 まだまだたくさんあるのであります。発言の機会があつたら二回残されておりますので、きょうは本会議が一時からある、五十分になつたら予鈴が鳴るといふこととございませう。皆さんの御迷惑も考えまして、本日はこの辺で質問を打ち切らせていただきます。どうも大変真剣な回答をいただきまして、ありがとうございます。

○大石委員 午後三時十五分開議 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。経塚幸夫君。○経塚委員 今日、少年の非行問題は極めて重大な段階になつており、だれしも心を痛めておるとは私も同様でございます。ただ問題は、どうすれば少年非行を一掃することとができるか、その段にならますと、いろいろと方法論において意見の違ひもあろうかと思ひます。私は、青少年の非行一掃のためには、根本的にはやはり青少年の健全育成、特に人間尊重の立場からの教育、あるいは文化、スポーツの発展など、こういうことによらなければならぬと思ひます。しかし同時に、一定の取り締まり規

制も必要であることは、これは申し上げるまでもございませぬ。ただ、この取り締まり規制は最小限度のものにとどめるべきではないかという見解を持っております。そういう立場から、以下順次質問に入りたいと思ひますが、まず最初に、警察庁の御答弁でも、今回の改正の中心はセックス産業だ、良俗な環境維持のためにはこの問題を解決しなければならぬ、そういう立場から改正に取り組んだとの長官の御答弁もございました。これは風俗関連営業というこゝで包括されておられますが、果たして提出をされておられるのか、この点についてまづお尋ねしたいと思います。それで、二条四項であります。どういふものが風俗関連営業に入るのか具体的に明文化されておられません。これはいづれも政令で定めると説明されておられますが、具体的にどんな業種を政令の中で定めようとおられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○鈴木(良)政府委員 二条四項で定めます業態でございますが、一号では個室浴場業ということと、二条でございませぬが、専ら、性的好奇心をそそぐため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他」といふことで、政令で定めますのはストリップ劇場、のぞき劇場、個室スナード、こういうものがここに当たると考えられます。三号でございませぬが、これは従来から規制をしておりましてモーター、さらにモーター類似営業、それからいわゆるラブホテル、レンタルルームというふうなものでございませぬ。四号につきましても、いわゆるピエロ本と言われまゝ、あるいは大人のおもちゃ、あるいはポルノビデオ、こういうものがこの定義に該当するといふように考えられます。さらに、今のものとほとんど類似の形のものでございませぬが、五号で、今の四つのものに当ては

まらないものとしたしましては、現在出ておりますものは個室マッサージとかファッションマッサージ、こういう業態がどうも一号から四号までには当たらないと思われまゝで、この五号で指定をする。それ以外に、政令に該当するようなのは現在予想されなところでございます。

○経塚委員 風俗営業では、喫茶店、バー等々、固有な名詞で法令に明文化されていませぬ。風俗関連営業はなぜ固有な名詞で明文化されないのか。具体的に業種を法文で明文化することは、規制の対象を明確にするということ、もう一つは、法文の解釈について拡大の余地を残さない、いわば警察権の行使に当たつて不必要な混乱を起させないという上からも、これは当然法文に明文化されるべきじゃないかと思ひますが、その点はなぜされなかつたわけですか。

○鈴木(良)政府委員 いわゆる風俗営業の方でいろいろ言つておられますものもすべて例示をございまして、いろいろ現実に呼称されてゐるものとは必ずしも一致しないというの御承知のとおりでございます。特に、風俗関連営業になりますと大変新規のものが多いございまして、名称のつけ方も極めてまちまちでございます。必ずしも具体的な名前を挙げて内容が一致するといふものではないわけでございます。したがひまして、逆に、具体的な名前を挙げますと、その名前に当てはまらなければ営業に該当しないといふことで脱法行為にもなりかねない問題もあるわけでございます。むしろそういう意味で、使つておられますいろいろな名前といふものにはこだわらぬよりも、具体的にどういふような考え方の営業、こういうふうな内容をとする営業といふものを法文上明確にした方が適當である、こういうふうな考えられたことに基づくものでございませぬ。

で規制の対象に加えないければならない業種が生まれた場合には、やはりまたその都度法文で明文化をしていく。風俗営業については、例示的とは言われたいけれども、やはり具体的に固有な名詞を挙げて法文の中に明文化されておられるわけであり、当然そういう措置を風俗営業についてもとるべきではないか、かように考えております。

次の問題に入りたいと思います。
風俗関連営業の規制に当たっては、大体三つぐらいのことが考えられる。一つは構造上の規制、もう一つは地域規制、それから、これは極めて重大な問題であります、現にあるもの、営業しておるものをそのまま放置しておくのかどうか、この三点だと思います。

そこで、第一の点についてお聞きしたいのですが、これはなぜ構造規制が入っていないのですか。新宿の指導要綱を見ても、構造面からいわずセックス産業を規制していくということが、これは場合によっては決め手にもなるというぐらいに言われておられるわけですが、これは構造上の規制が入っておりませんか。これはどういう理由ですか。

○鈴木(良)政府委員 風俗関連営業というものをとらえる場合に、どういふふうにしてとらえていったらいいかという問題に帰着するわけでございますけれども、風俗関連営業というのは、公的に認めてこれの健全化を図るといふ営業ではどうもない、むしろ厳しい条件のもとに規制を加えて、監視をしながら、違法状態があれば厳正な処分をしていくという形の対応が一番大事である、こういうふうにご考えておられます。

そこで、現時点で風俗関連営業を考えてみました場合に、次から次へと新たなものが出てくる、新たな営業がどんどん行われてくる、そうしてある意味では、短期間でもその期間に荒稼ぎをしようというふうな形になってくるわけでございます。そうだといたしますと、そういうものに対応する形といたしましては、どうしても少年の保護の立場からの規定が一つ必要になることはもちろ

んでございますけれども、それに対して必要な遵守事項をかけ、そしてそれに違反すれば厳しく対応していく。また、その営業地帯が問題であれば、地域規制をかけて営業ができないようにする。そういうふうな禁止地域で違反があれば、それに對して廃止命令もかけられるというふうな形で臨んで、ある意味では、マクロとしましてそういうふうな営業を違法を起させないという指導が、まず一番今日対応するに必要なり方ではないか、こういうふうにご考えております。

したがって、構造、設備の規定を入れまして、それで一つ一つを健全に指導していくということがややなじみにくい営業であるということと同時に、今申しましたような手法というよりも、まず先ほど言いましたようなマクロの形で対応していくということがどういふ営業には必要ではないか、というふうにご考えたからでございます。

○経塚委員 次から次と新案を出してくる、だから私は構造規制が必要だと言っています。

例えば、これは大阪府下の岸和田市の例でありますけれども、ここは市の条例でもって、ラブホテルの建築を全市のほぼ九八％近くはわたって禁止区域とするような規制を出しておる。ところが新案を考えた。それはビジネスホテルという名称でもって建築を始めた。私も現地に歩いてみて驚いたのですが、ホテルの屋上についております広告を見ますと、「ビジネスホテル麗城」とかあるのは「真珠」とか、こう書いてある。ところが夜になりますと、ビジネスホテルのビジネスのところがネオンはつかず、ホテルだけのネオンがつく。そして入り口は、御承知のようにのれんがひらひら車の入り口についている。何らラブホテルと変わらない。

そこで、岸和田市は何次かにわたって構造上の規制を改善してきましたが、本年に入りまして、これはもう抜け道を許さないためにということでもって、条例はラブホテルの建築規制条例であります。その内容として、構造規制として二条に、食堂、レストラン、喫茶室、厨師配せん室、

これを必ず設ける。それからロビーについては自由に利用できるような構造にする。さらに、駐車場、これは全建築面積の三分の一以内に抑える。それから、これは決定的であります、一人部屋は床面積の合計が全客室面積の三分の一以上、つまり、ビジネスホテルという以上は、一人部屋は全客室面積の三分の一以上置かなければならぬ。さらに、ダブルベッドの部屋は逆に三分の一以下に抑えなさい、こういう規制をやったのです。これで、いわゆる条例の盲点をついてビジネスホテルと銘打ってラブホテルを開業しようとする道を事実上閉ざす、こういう効果を上げてきているのです。

これは新宿区の指導要綱の中にもいわゆる構造規制の問題が入っております。警察庁に対しておると思いますが、構造規制をどうして入れないのだという意見が出ておると思うのですが、私は、構造規制を野放しにしておいて、そして新案が出てくれば、その都度、いわゆる政令にゆだねる規則で決めるかともかくとして対応していく、これに本当に規制の効果が上がらないと思いがすが、どうなんでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 先ほど申しましたようなシステムで風俗関連営業には臨んでおるわけでございますが、今お話ししたラブホテルというふうな問題になりますと、これはいわゆる旅館業法との兼ね合いが出てまいります。トルココおるにつきましては、公衆浴場法等がございまして、構造、設備はそれぞれ旅館業法なり公衆浴場法でいろいろ規制するようになつております。

そういう意味で、こういう厚生省の關係の法律と兼ね合いを持ちますものにつきましては、少年の立ち入りとか従業とか、そういう青少年の健全育成を阻害する行為につきましては私も当然のことながらやらせていただく。それから、いわゆる風俗環境の問題、そういう問題につきましては、これまで、いわゆる外周でございまして、そういうものにつきましては私どもが担当いたします

しようということでございますけれども、中の構造につきましては、それぞれの法律があるということと踏まえまして、そういうふうな仕分けをしたところでございます。

○経塚委員 しかし、今回の改正法の目的、趣旨から見れば、構造上の規制は絶対でないというところじゃありません。そして、風俗営業だつていろいろ構造の基準を定めているわけですが、別々の法律があるから風俗営業の關係あるいは関連営業については構造上の問題は手をつけられぬ、こうだと、従来の現行法とも矛盾します。構造の問題に手をつけられないことはいいです。つけようと思えば幾らでもつけられます。問題は、それぞれ別の旅館業法とか公衆浴場法との關係でどうなるかという問題は調整の余地はあるかもわかりません。しかし、構造規制の問題については風俗営業の観点から、あるいは関連営業の観点からでもこれはやつてやれないことはないはずですよ。その点はどうですか。

○鈴木(良)政府委員 いわゆる風俗営業等につきましては構造、設備を見ておるわけでございますけれども、これは当然のことながら風俗上の観点からチェックをしておるものであるわけでございます。この関連営業の中で今申しました公衆浴場法と旅館業法に関する部分につきましては、現にそれぞれの法律で構造、設備について規定しております。ところが、そういう意味で、この部分はそれぞれの法律に任せるのが至当であるというふうなところになつたところでございます。

○経塚委員 それはおかしいですよ。例えば個室のぞきにしてもレントアルームにしても、ノーパン喫茶にしても、今言われておりますように、世間の非難的になり、新宿の歌舞伎町などで密集しております。しかも今度新たに規制の対象として業種に挙げられたところ、これは構造を見れば明らかに売春行為でしよう。売春行為を前提とした構造になつておるものでしょう。これは歴然としております。皆さん方も視察に行かれたわけでしょう。我々も行ってみた、中へは入りま

せんでしたけれども。しかし、説明を聞きますと完全に売春行為の設備なのです。構造なのです。これを規制せぬと何を規制するのですか。売春を前提とした建物、構造、設備なのです。

だから、構造規制を外した規制というふうなもの、私はさほど実効が期待できない。そこはとも警察庁の考え方と意見がすれ違っておるようですね。

次の問題に入りたいと思いますが、地域規制の問題です。

これは、風俗関連営業についてはどこを禁止区域にするかは都道府県の条例ということになっておりますが、そうしますと、これは一つの県、A県ならA県全域規制できるのですか。

○鈴木(良)政府委員 この規制は、当然のことながら、善良の風俗を保持する、あるいは清浄な環境を維持する、あるいは青少年の健全な育成を阻害する行為を規制する、そういう必要性が地域規制を行うというものでございます。そういう必要性があるかないかということもそれぞれ地方自治体で判断を願って、そしてそういう必要性があるところから逐次行っていくということが望ましい条例の規定の仕方ではないか、かように考えております。

○経塚委員 必要のあるところからと言いますけれども、一度機会がございましたら大阪などへも行かれたらいいと思うのです。このころ、ラブホテルにしても都心部の中心には建たないのですよ。山間僻地とまではいきませんが、比較的農村周辺、いわゆる都心部を離れたそういう幹線道路沿いなどに相次いで林立してきているわけです。

今私が例を挙げました岸和田などは、この国道筋一帯はどういう名前を通っておるかといいますと、これはパチンコとホテルがずっと連続して林立しておりますから、ラブパチ街といふんです。ですから、従来のようにラブホテルはどこか都心部で飲み屋街があつてその周辺にできるという状況とは、もう一変してきているのです。

その都度必要に応じて規制していくといいまして、あつ、建つた、それならあの地域を禁止区域にしよう。あそこを禁止区域にしたと思つたら今度はこつちで建つた、そこを禁止区域にしよう。これは後追いですよ。

現にトルコぶろの規制だつてそうでしょう。大阪は、大阪市内の中で北の新区はほぼ全面規制です。南の新区は一部規制なのです。今、南の新区街を中心にして健全な業者などが会をつくりまして、そしていわゆる全域規制をやつてもらいたいという陳情、大阪府の条例改正の運動を全町挙げて行つております。私は見に行きましたけれども、なるほどそうだと思いますね。一つの禁止区域をつくつてあとを残しておきますと、そこは建てていいという区域になつてきますからそこへ集中するのです。だから、その都度対応策を講じておつたのでは手おくれなのですよ。

だから私がお尋ねしましたのは、それじゃ、必要があればということであつた、大阪府なら大阪府が必要だと認めれば全域規制をやるのですか。

○鈴木(良)政府委員 今先生がお話のようなことも含めまして、地域規制に当たりましては、当然検討していかねければならないことだと思つておられます。

したがういまして、それぞれの自治体がいろいろな要素を考えてそういうふうにしなればならぬというふうな形になるということでございます。おぼせていくということもあり得るだろうと考えております。

○経塚委員 これは重要な問題ですので、再度二点お尋ねしますが、AならAの県で全域規制ができる、そう解釈してよろしいか。

それからもう一点は、全域規制をやるかどうかはそれぞれ地方、それぞれの府県で自由に決められる、そう解釈してよろしいですか。

○鈴木(良)政府委員 必要性を判断して、そういうふうな規制が必要であるという場合には規制をすることは可能だ、こう思います。

○経塚委員 その必要性の判断をどこがされるのですか。その必要であるかないかということでも、今後論議の余地を残すということになりまして、法令というものは右の端から解釈しようというところから解釈しようとする、運用上は余計不明確な問題を残しますよ。これは残しますよ。営業権の問題とも絡んでくるでしょう。いろいろな問題が絡んでくるでしょう。だから私は、法を改正するときには、その解釈というものは極めて具体的に、極めて明確にしておかねければ、後で論議の余地を残すような御答弁では、これは地方も困りますよ。

ですから、私は具体的に二つの点をお尋ねしたのですが、もう一回聞いておきます。都道府県が必要と認めれば全域規制はよろしいですか。

○鈴木(良)政府委員 先ほど言いましたように、善良の風俗、風俗環境の浄化、青少年の健全な育成を阻害する行為を防止するために必要があるという判断をされた場合に、そういう必要性があれば、それぞれの都道府県が判断して行うべきものだと考えております。

○経塚委員 なおちよつとあいまいな点を残していると思つておられますが、次の問題をお尋ねします。現在営業をしておる風俗関連営業についてのいわゆる規制がございませぬ。これは現行法の四六の六には、モーテル営業について、一条例で定める地域においては、営むことができない。この上になつて四六の六の二項では、現に営業の場所が含まれることとなつた場合は、その日から一年間は適用しない、つまり一年後には商売がえをしなさい、こういう現行法の規定があるわけですね。

モーテルの場合は現行法でこういう規定がありながら、今度新たに風俗関連営業の対象となる業種に対しては、今やつてゐるのはもう現状維持、こういうことになりました。これじゃ困りますね。今あるものも、一定の期間を限つて商売がえをさせるといふ縛りがかからないと、これは何にもならぬですよ、今あることが問題になつてゐる

のですから。これからつくるのも問題であるけれども、今あるのが問題なんですから、これを変更させるような規定がどうして入らなかつたのですか。

○鈴木(良)政府委員 モーテルにそういう規定はあるわけがございませぬ、モーテルの場合には、ある意味では構造、設備を変更することができまして、別の形で営業を続けるということができるといふことも考慮のうちにあつたものと思つておられます。そういうことで一年以内ということをしたのだと思つてもいいけれども、やはり営業権の問題が当然のことながらあるわけがございまして、そういうものとの調和を図つていく、しかも今度の風俗関連営業は、そういうふうな構造、設備を変更すれば後営業が継続できるというものばかりでございませぬ。実際にそういう形で別の営業に移れないという問題もあるわけがございまして、そういう意味で営業権の問題が当然出てくることになつておられます。

そういうことがございまして、一律に一年で廃止というふうな形にはしてないわけがございませぬけれども、今度の場合には、やはり禁止地域内で違法状態があつて、非常に悪質な違法状態があるという場合には廃止命令もできるという形の大変厳しい地域規制を織り込んでおるわけがございまして、そういうものの活用によりまして効果を上げていくことができるのではないかと、かように考えているわけがございませぬ。

○経塚委員 今の御答弁はどうかおかしいですね。あの新宿のぞきだとか個室ヌード、それからレンタルルームを見てごらんないかな。あの直前まではみんな飲み屋とかそういう小さな店ばかりだったので、ビルの中でもそうでしたけれども、それが、三軒飲み屋があると、真ん中へぼんとああいうのぞきが入ってくる。そうするとまじめな業者が営業できない。

いろいろ聞いてみますと、もう六十、七十になつて、そして自分が勤めた水商売をやめて自分で営業し始めた。そうすると、真ん中へぼんと

軒のぞきなどが入つてくると、昼間から客を引きよるので、そういうまじめな良心的な飲食店へ客がもう寄りつかなくなつてくる。そうすると、やむを得ず手放す。そうすると、それがまた、言いましてよくなセックス産業のえじきにされてしまふ。

今、これをやめさせても、そう簡単に商売がえがでぬとおっしゃいますけれども、モーターなどよりは簡単にできますよ。のぞきだとかあいつうようなところを見たと、何千万も金を入れて、そんな大々的なデラックスな設備をつくつてやつていられるものじゃないですか。レンタルなんというものは、部屋を区切つて、ぼつとベッド一つ置いてあるだけでしよう。便所の設備も何もあらへんですが、あなた。それは簡単に構造変更できますよ。商売がえできますよ。モーターよりは簡単じゃないですか。こういうようなものも、もうでさう上がつておるものはないでしょうか。もうでさう上がつておるものはあきまへんで、こんな姿勢じゃ効果は上がりまへんで。どうなんですか。

これは現状を変更させるという規定を、その期間を何年にするか、モーターのように一年にするか、あるいは二年にするか、これは二年となれば大変でありますから、もつと短縮するか、それはいろいろ裁量の余地はあるでしょう。しかし、その規定は入れるべきです。

○鈴木(良)政府委員 改造に軽易な費用でできるかできないかということが実は論点ではないと思つてございませぬ。現在営業しておる、それに予想しない経費が、金額が多いか少ないかは差はありますのでしようけれども、それがかかるということになります。それは、やはり営業権の問題というのをごさうして出てくるわけでございます。私も先生のおっしゃる通りに、そういうものがある一定の期間でもうでさうなるといふことが望ましいことは言うまでもないと思つてございませぬけれども、やはり憲法上保障されておる営業権の問題、そういうものとの兼ね合いか

ら、いろいろ検討いたしました結果、いかに何でもそこまで持つていくのは難しいという形で、現在のようなものになつたということをお断りいたします。

○経塚委員 そうしますと、モーターはどうなるのですか。モーターの問題は、またもとに戻つておっしゃるなら、モーターは何でやつたのですか。そういうことになりますよ。その点はどうですか。

○鈴木(良)政府委員 モーターの場合には営業を継続できるわけでございます。その点が公共の福祉との兼ね合いで許容される範囲であるといふふうに考えられたものだと思います。ところが、今先生がいろいろお話しなされたのは、営業をやめてしまふということになるわけでございます。これは大変な違いがそこにあるというところで、これはどうか、こういうふうな理解をいたしておりませぬか。

○経塚委員 営業をやめてしまふから営業の自由を侵害することになる、憲法上の規定にひつつかつてくる、こうおっしゃいますが、それはやめるか、別な形で健全な営業に切りかえるか、それは営業者の皆さんが判断をされてやられることであつて、しかもこれは、セックス産業だと言われているような幾つかの風俗関連営業の業種として挙げられているものの中には、私も先ほど指摘いたしました。売春を前提とした営業が多いんじゃないですか。売春をやらなかつたら、そんなものは商売にならぬような業種ですら、はつきり言へば、それが多量にないですか。だから世間の批判を受けているんじゃないですか。

ただびゅつと何か衣服をまくつて、ばあつと踊つていられるのを見るだけだといふのだつたら、この間もどなたかおっしゃつていましたけれども、ちよつと入つただけで二万円取られたとかいふようなお話もございましたけれども、これはほんどがいわゆるセックス行為を前提としての営業なんでしょう。しかし、おまえのところはセックス

行為を前提としている営業だからといつて、ばあつと売春禁止法でもつて取り締まるといふことになれば、これは現行犯として押さなければならぬとかいろいろの問題があつて、野放しにしておくわけにはいかぬ、一定の規制をしなければならぬ、こういうことになつてきたのだらうと思つておるのです。

しかしその規制の仕方は、私が言いましたように、モーターの前例もあるんだから、これは適及適用でやれるのではないか。それで営業が成り立たなければその業者はまた別の営業形態を考えればいいわけであつて、警察庁のおっしゃることが、例えば今言いましたようなレンタルとか個室ヌードで明らかに売春を前提としたようなものは、継続をさせないということになりますと営業権にかかわる問題になつてくるということでの御答弁なら、それはそういう営業を続けさせる配慮を警察庁はしておるといふことになりますよ。そうなりませぬか。

○鈴木(良)政府委員 個室ヌードであるとかのぞき劇場すべてを売春を前提としていふふうにお考へるのは無理があるといふふうにお考へておられます。現実にはあります形態は、もちろん売春までいくものもありません。そういうわけでも、さうでない形態のものもかなりふえておるわけでございます。私どもは法律違反の売春なり公然わいせつなりといふ形になるものは厳しく取り締まるということでございますけれども、そこまで至らない範囲での段階があるわけでございます。それが一つのセックス産業としての成り立ち得る範囲であるわけでございます。したがって、その範囲のもの営業をそれなりに保障していくということがやはり憲法上も必要なことである、かやうに考へておるわけでございます。

○経塚委員 そういふことでは私はどうも規制の実効は疑問を抱かざるを得ませぬ。今三点お尋ねをいたしました。構造の規制はやれないとおっしゃる。地域規制については、全域規制の問題についてはあくまでも必要な範囲とおっしゃる。それから最後に、現にあるものの状況も変更させられない。そうしますと一体何が残るのか、こうなつてくるのです。規制業種の対象としてはいろいろ風俗関連営業には入れましたけれども、さて規制するといふ段になりますと、一体何の規制ができるのか疑問を抱かざるを得ませぬ。次の質問に移りたいと思つておる。

先ほどもちよつと警察庁の答弁でも出てまいりましたが、今市町村の方では、法令の改正を待つてはおれぬといふことで、いろいろと条例をつくつて、みずから地方自治の本旨に基づいて自主的に規制をする、こういう傾向が広がつておられます。そこで私がお尋ねをしたいのは、こういう市町村の思い切つた規制の条例の内容が、法令との関係でどうなるのかという問題であります。

長崎県飯盛町、ここでは旅館建築の規制に関する条例、つまりラブホテルの建築規制ですね、この条例をつくりましたが、昭和五十五年の九月十九日、長崎地裁においてこの条例は無効の判決を受けております。理由は、旅館業法で条例で定めることができるとしているのは、都道府県の条例でもつて学校、児童福祉施設に類する施設を規制場所に加えること、営業施設の構造設備に基準を定めることの二点であると限定していることにかんがみると、同法と同一目的のもとに市町村が条例でもつて高次の規制を行うことを許さない趣旨と解される、こういう観点から、この条例が無効だといふ判決が出たわけですね。

そうしますと、先ほど私、岸和田の例を申し上げましたが、今回の法案との関係でこの条例が一体どういふ扱いを受けることになるのか。例えば法案の規制では、二十七条で届け出制になつておられます。ところが市の条例では第三条で、市長に届け出て確認を受けなければならぬ。この届け出に基づいて市長は審査し、届け出者に通知をします。つまり市長の許可事項といふことになつておられます。それから禁止区域であります。これが違ひます。それから禁止区域であります。法案では二十八条で児童福祉施設等の二百メートル以

る。それから最後に、現にあるものの状況も変更させられない。そうしますと一体何が残るのか、こうなつてくるのです。規制業種の対象としてはいろいろ風俗関連営業には入れましたけれども、さて規制するといふ段になりますと、一体何の規制ができるのか疑問を抱かざるを得ませぬ。次の質問に移りたいと思つておる。

内、こうなっておりますが、先ほども例示いたしましたように、岸和田市の場合は、四条でもって全市の九八%を禁止区域に指定してある。さらに、言いましたように構造上の規制も含まれておる。全国二百近く条例があるわけで、当然今回の法案をつくられるに当たっては、警察庁としてはもちろん全国の二百の条例は子細に検討されておることと思いますが、この条例は無効になる心配はございませんか。

○鈴木(良)政府委員 今先生お話しした岸和田の条例につきましては、必ずしもつまびらかでございませぬのではつきり申し上げることはできませんけれども、一般論で申しますならば、特に風俗関連営業につきまして市町村条例で同様の観点に立つて規制をしていくことになれば、これは法律が先占をしているという形で、そういう条例はつくれないというふうな解釈できるわけでございませぬけれども、今大部分の市町村でつくっておりますラブホテル条例というふうなものは、建築規制の条例が多いわけでございませぬ。そういう形になりますと、これは風俗法で考えておりますものと違つてまいりますので、それはそのまま存続されるということになるかと思ひます。

その規定を一つ一つ分析いたしませんと必ずしも明確なお答えはできないわけでございませぬけれども、要するに、目的が違つていこうな形になりますと法律との兼ね合いは出てまいりませぬけれども、全く同じ目的で同じ対象をとりえて規定をしていくということになりますと、法律との兼ね合いが生まれて、その限りにおいて条例はつくれないというふうにならうかと思ひます。

○経塚委員 同じく大阪府の狭山町のパチンコ遊技場の規制条例は御検討になりましたか。

○鈴木(良)政府委員 検討しておりませぬ。○経塚委員 検討しておらないということですが、それは一体どうということなんでしょうね。今最も実効ある規制は、住民と身近な関係にある市町村が、みずから地方自治の本旨に基づいていろいろな規制をやつて、しかもこれは住民のたび重

なる要請、陳情あるいは町会ぐるみの運動だとか、こういうものを背景としてこういう条例がつかれていっているのですよ。長崎県のような条例が無効の判決を受けたという例がなければよろしいです。これは警察庁も早くから御存じのとおりなんでしょう。

一方で市町村を中心にしてそういう自主的な運動と条例化が広まつてきておりますし、一方では裁判所で無効の判決を受けている。そうすると、今度風俗営業の法律を改正するに当たっては、そういう条例とこの法案とが一体どういう関係になるのかということ、これは私は当然検討されたいと思つております。検討されておらないというのとはちよつとずさんだと思ひますね。

といいますのは、今いみじくも警察庁の方で御答弁になりましたが、同一目的、同一趣旨でなければよろしい、こういうことですが、今度法案の中には目的が加えられましたね。この目的は、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため」、営業時間と営業区域云々、これは目的が明確にされたのです。これは今までなかったわけでしょう。ほとんど全国の条例の中にはそれぞれ条例設置の目的が明記されております。岸和田市の目的を読んでみましょう。「良好な風俗のじゆん化及び健全な環境の保全を図るため」、こうなつて目的と条例の目的、趣旨は一致してくるのです。みんなそんなんです。条例設置の目的がそういうことなんでしょう。良好な風俗を保全する、それに有害なもの規制をしていく、こういうことになつておるのです。

今の警察庁の答弁から判断をいたしますと、風俗営業法の中に目的が明文化されておらない段階では、市町村の条例でもって目的を明確にした場合でもそれは同一目的とは解されませぬから、法文上は明文化されておられませんから条例の無効にはならない。しかし、既に条例で目的が明確にさ

れていて、後からとはいへ今度は風俗営業法の中にこういう目的が明文化されてきて、しかもそれが条例と一致する。こうなりますと、仮に、業者が市町村の条例によつて建てようと思つたけれども建てられない、そうすると、この長崎県の条例も無効の例を引き合いに出して、市町村の条例の目的と成立をさせた風俗営業法の目的と一致しているじゃないか、しかもかわらぬ規制は法律をはるかに上回る厳しにもかわらぬ規制はセックス産業の業者であれば、そういう立場からこれは問題にしようと思つたらできますよ。

長崎県の判例でははつきり同一目的、同一趣旨だからいかに、こうなつておるのです。警察庁も今そう御答弁された。今まではひつからなかつたものが、今度の法案の中で目的が明文化されたために市町村の条例が大変なことになる危険がある。その点はいかがですか。

○鈴木(良)政府委員 今度の改正法案では目的をはつきり書きましたけれども、これは従来からあります現行法の目的を明文化したにすぎないわけでございます。したがって、条例と風俗法との兼ね合いを判断する場合には、目的が書いてあるかないかということだけで判断をされるものではないわけでございまして、現行法との兼ね合いを判断される場合には、当然現行法の目的は何であるか、条例はその限りにおいてどういう関係に立つかということが検討されて初めて決まるものでございます。

したがって、今度新しく目的を書いたから問題になる、従来は書いてないから問題にならないということとは全くないと思ひます。しかも、今度の目的というのは従来ありますものを明確にしたものでございまして、従来のもので全く変わるものではないということでございますので、その点は先生のお話とは違つたのではなからうか、こういうふうにお思ひます。

○経塚委員 これも一つの例であります。昭和四十三年十月二十六日、経済企画庁国民生活局長あてに内閣法制局第一部長が回答している。これ

は水質基準の問題についてであります。「水質基準において規制の対象とされていない一定量未満の水に關し、条例で必要な規制を定めること(横出し規制)、および条例で必要な規制を定めることができる場合において、水質基準よりきびしい規制を定めること(上乗せ規制)はできない」、横出しもだめだ、上乗せもだめだ、こういう公式見解が出ておるわけですよ。

警察庁が今御答弁になりましたけれども、これは法律で争われるということになりますと、争ひの余地を残すのじゃないですか。現行法と言いますけれども、現行法よりもはるかに目的が明文化されておるのですよ。従来法令では目的が十分明文化されておらないという状況もありましたから、市町村の条例の中ではそれぞれ目的を明文化してきたのですよ。そうすると市町村の目的、趣旨にダブつてきたわけですよ。だから、従来のように旅館業法あるいは興行場法あるいは浴場業法などを盾にとつて条例が規制を上乗せする――横出しをするという場合はこれは別でありませぬけれども、今回は風俗営業の中へこの目的が明文化されてきたために条例とダブる、そういう危惧が出てきておるわけなんでしょうね。

警察庁は、同一目的、同一趣旨の場合はひつかるが、この案の目的と条例の目的とはそういう関係にはないとおっしゃいますけれども、しかし活字に出ておる範囲はダブつてくるのじゃないですか。どうなんです、その点は。確約できますか。それは絶対に無効にならないという保証はあるのですか。

○鈴木(良)政府委員 それぞれの条例を検討しますと何とも申し上げることができないわけでございますけれども、目的、そういうもの、それからまた、どういふふうなものを規制しようとしているのか、そういうものの手法、そういうものとの兼ね合いで判断をされるということになるわけでございます。先ほどお話しした条例は私も今手元にご覧ませぬけれども、一般に、先ほどから申しておりますように建築規制の条例が

○鈴木(良)政府委員 それぞれの条例を検討しますと何とも申し上げることができないわけでございますけれども、目的、そういうもの、それからまた、どういふふうなものを規制しようとしているのか、そういうものとの兼ね合いで判断をされるということになるわけでございます。先ほどお話しした条例は私も今手元にご覧ませぬけれども、一般に、先ほどから申しておりますように建築規制の条例が

○鈴木(良)政府委員 それぞれの条例を検討しますと何とも申し上げることができないわけでございますけれども、目的、そういうもの、それからまた、どういふふうなものを規制しようとしているのか、そういうものとの兼ね合いで判断をされるということになるわけでございます。先ほどお話しした条例は私も今手元にご覧ませぬけれども、一般に、先ほどから申しておりますように建築規制の条例が

○鈴木(良)政府委員 それぞれの条例を検討しますと何とも申し上げることができないわけでございますけれども、目的、そういうもの、それからまた、どういふふうなものを規制しようとしているのか、そういうものとの兼ね合いで判断をされるということになるわけでございます。先ほどお話しした条例は私も今手元にご覧ませぬけれども、一般に、先ほどから申しておりますように建築規制の条例が

○鈴木(良)政府委員 それぞれの条例を検討しますと何とも申し上げることができないわけでございますけれども、目的、そういうもの、それからまた、どういふふうなものを規制しようとしているのか、そういうものとの兼ね合いで判断をされるということになるわけでございます。先ほどお話しした条例は私も今手元にご覧ませぬけれども、一般に、先ほどから申しておりますように建築規制の条例が

○鈴木(良)政府委員 それぞれの条例を検討しますと何とも申し上げることができないわけでございますけれども、目的、そういうもの、それからまた、どういふふうなものを規制しようとしているのか、そういうものとの兼ね合いで判断をされるということになるわけでございます。先ほどお話しした条例は私も今手元にご覧ませぬけれども、一般に、先ほどから申しておりますように建築規制の条例が

多いわけでございます。そういう条例は風俗営業法とはダブらないということでお答えを申し上げておるところでございます。

○経塚委員 これは一般的に皆建築規制になっていないのですよ。上にパチンコとかラブホテルとかそういう固有の名称が入っているのです。ただの建築規制じゃないのですよ。だからなおさら問題になってくるわけですよ。

それども、これは大臣にお尋ねしたいのですけれども、同一目的、同一趣旨になるから市町村の条例は無効の疑いがあるとかどうとかという論では、訴訟になった場合はやはり争いの余地が残ると思うのです。同一目的、同一趣旨であればその条例は無効であるという見解もあれば、同一趣旨、同一目的であつてもそれは無効にはならないという見解もあるわけなんです。

この無効にならないという見解の論拠は何かといえは地方自治法なんですね。地方自治法二条三項七号には「風俗又は清潔を汚す行為の制限その他の環境の整備保全、保健衛生及び風俗のじゅん化に関する事項を処理する」、こうなっているのです。だから、明らかにこの風俗営業の中で明示された目的と完全に一致する事務が、また地方自治法上は地方自治体固有の事務として明記されておるわけなんです。さらに、二条三項十八号では、同じように地域とか建築について制限を設けることもできる、こういう規定もあるわけですね。

したがって、私は、法律と同一目的、同一趣旨であるから条例が無効であるかどうかという論よりも、もっと明確なのは、今申し上げましたように地方自治法に基づいて良俗な風俗、環境を維持することも、あるいは建築上も地域規制をやることも市町村の事務じゃないか、この論点に立って、市町村のつくられる条例については決して無効ではないというふうに解決すべきだと考えているのですが、これは大臣いかがでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 先にちよつとお答えをさせていただきますけれども、条例と申しますのは、

法律の範囲内で行くということが憲法上も明らかにされておりますし、地方自治法におきましても、第十四条は「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる」と規定しておるわけでございます。したがって、法律が何をねらつておるか、法律はどこまで規制しようとしているかということも踏まえた上で、条例をその範囲でつくつていただくということになるわけでございます。それが条例をどう解釈するかという判断基準になるものと考えております。

○田川国務大臣 保安部長の申したとおりでございます。

○経塚委員 法律といえは、地方自治法も法律です。地方自治法は法律でないかのように受け取られる御答弁ですが、地方自治法も法律なんです。だから、これは法律の範囲内でやれるのです。大臣はそれは部長のおっしゃるとおりだとおっしゃいますけれども、これは極めて重大な問題なんです。あの長崎の判決がなければよろしいよ。市町村が一様に懸念しているのはこなんです。これがもし無効だということになれば、それじゃこの法案で十分なのかどうかという問題が出てくるのです。それで私はどういへばお尋ねをしていくのです。

それからもう一点、これは合法的だということにさせる法の制定は決して不可能ではない。それは、規制地域の指定については市町村の条例で定める。都道府県の条例が入つておられますけれども、これは市町村の条例でも禁止区域の指定ができる、条例で定めることができる、これ一項入れれば問題はないです。これについては、都道府県でつくる条例と市町村でつくる条例と法的には問題はない。地域規制ということに限定をしていくならば、これは問題がない。

もちろん、風俗関連にとどまらず風俗営業についてもそうでありまして、市町村の自主性をもつと明確にすべきだと思つております。なぜかといえ、住民の意見を正しく反映させることなくして、

社会的な手段方法によらなくして、規制の十分な効果を上げることはできませんよ。この住民の正しい世論の反映と住民の正しい意見の上に立脚するならば、市町村は自治法に基づいてかなり思い切つたことができるのです、そういう法令、制度になつていくのですから。だから、この法案の中へ少なくとも地域規制については市町村条例で制定することができるといふ項目を入れるべきだと私は思つております。そうすれば争いの余地は残りませんよ。どうですか。

○鈴木(良)政府委員 風俗法に関する業務は警察の業務でございますから、一線を受ける場合には都道府県警察の業務になるわけでございます。そういう業務に属します条例は都道府県条例で定めるといふことになるわけでございます。こういう業務を市町村の条例に任せるといふことは不可能かと感じております。

○経塚委員 それは不可能ではないのです。それはやれるのです。警察庁がやろうとしないからだけのことなんです。

風俗関連営業につきましては、最初に申し上げましたように、私は三つの点をただしてまいりましたが、実効ある規制は、先ほど言いましたように、市町村を中心に、住民の世論と運動を背景にして、地方自治法に基づいて、その上に都道府県として、地方自治法の運用という形が最も望ましい効果があると考えております。

次に、ゲームセンターの問題についてお尋ねいたします。これは午前中もいろいろ質疑、答弁がされておりましたが、聞いておりましたらどうも合点がいきません。

一つは、どういう機種が入るかということですが、これは単刀直入にお尋ねいたしました。テレビゲーム機の中で、野球などスポーツに關係するもの、宇宙もの、将棋、オセロ、こういうようなものは皆風俗営業の対象の機種になるのですか。

○鈴木(良)政府委員 テレビゲーム機と申しますのは、ブラウン管を介する遊技機であるわけござ

いますが、そういうような遊技結果が定量的にあらわれるか、または勝敗が決するものをテレビゲーム機の中で考えてまいりたい、かように考えておるわけでございます。これは賭博に用いられる可能性があるということで、今回テレビゲーム機が規定の上でも例示されておるといふものでございまして。

したがって、野球ゲームというものにもいろいろあるのかもしれないけれども、先ほど言いましたように、その結果が定量的にあらわれる、あるいは勝敗がつくというものであれば、それはゲームセンターの許可の対象になる、そういう対象の機種になるということでございます。

○経塚委員 ポーカーマシン機はどうなるのですか。

○鈴木(良)政府委員 ポーカーゲーム機と申しますのは、これまでいろいろあるのだからと思うのでありますけれども、一つは、世上非常に問題になりましたのは、ポーカーゲーム機で現金を入れて現金が出てくる、こういうような本来賭博行為そのものになるような機種があるわけでございます。これはもうだれが見ても賭博でございますから、そういう機種を許可対象に置くことは絶対に許されるものではないということで、そういうものは認めないという形で行くことになるわけでございます。

もしポーカーゲーム機がそうでない、ただポーカーを楽しむための、遊技のためのものであるということであれば、これは許可対象に入つてくるということでございます。

○経塚委員 私がどうしてもわからないのは、ポーカーでただ遊技を楽しむだけのもの——テレビゲーム機であれ何であれ、遊技の結果が表示され勝負が明らかとなるものは対象なんだとおっしゃいますけれども、ほとんどのゲーム機は遊技の結果が表示され勝負が明らかになるというようになつてくるのじゃないですか。

それで、例えばポーカーゲーム機というのは、これはテレビゲーム機などと違つて、むしろどつ

ちかといえは明確に賭博性の強いものなんでしょう。だから、そういう賭博性の強いもの、あるいは子供の反射神経などに大変役立つとかいって社会的にも認められ、子供の中でも一つの遊具として定着してきているようなテレビゲーム機も何もかも、みそもも一緒にして、そしてこれを対象にするということになつてきますと、こういう矛盾が出てきませんか。

例えば、そうした子供の中で定着し、一定程度容認されておつて、そして子供の健全育成にも役立つというようなテレビゲーム機もあるわけでありまして。こういうものも、賭博性が強くて賭博にいつでも直ちに転換できるというポーカーゲーム機も、これは申請して許可を受ければ同じように営業できる、そういう矛盾が出てきませんか、どうなんでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 ポーカーゲーム機にもまたいろいろなものがあるのかもしれないけれども、世上行われておりますゲーム機は、大体テレビゲーム機になつておるわけでございます。そういうことで、テレビゲーム機というのは、競技のものもあれば、そういうふうなポーカー的な遊びに使うものもある、大変幅の広いゲーム機として使われておるといふものでございます。

○経塚委員 これは福岡県の例であります、福岡県では、業界と警察とそれから教育委員会と協議をしまして、健全娯楽業協会というものをつくつて自主規制に乗り出しております。これは業界の約八割を組織しております。これはこの自主規制の中で、ポーカーマシンなど賭博性の強いものは使わない、入れない、これを明確にしておるわけですね。そして、小中学生については営業所への出入りは日没まで、こういう自主規制もやっております。

そのほか幾つかの規制の内容がありますけれども、目的としては「常に清潔で明るい店づくり、努力して安心して楽しく遊べる環境を維持し青少年の健全な育成に寄与する為」、こういうことで自主規制の基準をつくつて、これはお互いに厳格

に守つておる。これを破る者があればこの協会から自発的にお互いに警察へ通報する、こういうことまで申し合はせておるやうであります。この自主規制の基準から見ますと、今回の場合の方がゆるいんです。ポーカーゲーム機の場合でも健全なものもあるかも知れないという部長の御答弁で、これは申請をすれば許可をする。この協会では、これはもう入れない、こうなつていますね。これは簡単に賭博性に通ずるという危険があるからでしょう。それから小中学生も、法案によりまして十時まで出入りできることになりましたが、自主規制では日没までとなつておるんです。そのほか、広告についても規制をする、あるいはたばこを吸うというようなことについては営業所内では許さないというようなこともやつておるんです。

これは午前中の警察庁の御答弁でも、その機械も使ひよう、賭博に使はれるということになるかそうでないかという分かれ道は、部長は業者次第だとおっしゃつた。それはそのとおりでしょう。このごろは、賭博性というけれども、何でも賭博になるんです。車が来よう、ナンパを当ててもこれは賭博になるんです。花札やトランプはもちろんです。業者がどういふ姿勢なのかという点も中心であるならば、業者の自主規制、これが最も実効ある規制の方法だろつと思つておるんです。

それですから、この福岡県の例のように、警察署単位にこういう業者の自主規制の組織をつくつて、そして警察が援助しながら、業者が自発的に警察、教育委員会、こういうものと連携をとりながら良俗な風俗環境を維持する、そういうために積極的に行つていくことが善良な業者を育成する、そして業者の力を得てたちの悪い業者を警察も一緒に摘発をしていくということが最も実効ある方法だと思つておるんです。どうなんでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 ゲーム関係の自主規制というものがいろいろ行われておるといふことは私も知つておりますけれども、このゲーム関係の業者は現在の段階では非常に上がらつてございまして、現実には自主規制の実効が上がらつていないというふうな私にも考慮されておるところでございまして、しかし、自主規制をいける努力をしていただくとおつたことは大変ありがたいことだと思つておる。そういう面でも、私もその点は評価しておるわけでございますけれども、ただ、自主規制に任せておいて実際にそういうふうな各種の違法なことが期待できるかということになりますと、現時点では無理であるというふうな判断をしておるところでございます。

○経塚委員 現時点では無理だという判断の最大の理由は何なんでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 いろいろ業界の中にも、協会も幾つかあるようございまして、アウトサイダーが非常に多い。そういうふうな業界が非常に熱心におそれる団体でやつておられることは承知しておりますけれども、何せ多くのアウトサイダーを抱えて、そういうアウトサイダーの人たちがそういう自主規制には従わないという形でもつて動いておるといふのが実態でございまして、そういう現状にある限りにおいては、自主規制だけで期待をしていくことは無理であるというふうな考えておるんです。

○鈴木(良)政府委員 加入率が高くなつても、その中で業界の指導力なり統制力というものが強まらなければ、これはまた自主規制という効果は上がらないと思つておる。そういうふうな業界の中で自主規制というものが行われ、しかもそれが実際にきちつと担保されるということになつてまいりまして、それは自主規制というものが期待ができて、単に加入率が高くなるというだけではすくなく、自主規制が効果を上げるというふうな判断するの

は早計ではないか、こういうふうな思ひます。○経塚委員 大阪などでも一部の警察から始まつておりますが、警察署単位に業者のいわゆる自主規制の組織をつくる、これは恐らく全国的にそういう傾向をたどつていつておるんだらうと思つておる。これは幾ら警察が取り締まるつもりと言ひましても、私何回も言つておるやうに、業者の協力がなければ、警察の手だけでは取り締まれませんよ。今までだつて手を焼いてきたんだと思ひますよ。ゲーム機あのいわゆる汚職事件なんかも出ておりましたけれども、手を焼いてきたんだらうと思つておるんです。

だから、私はこの際思い切つて自主規制に基本を移すべきだと思つておる。そして、けしからぬ者は、これは現在の刑法で取り締まれるんじゃないですか。現に、ゲーム機の問題はほとんどやつたわけでありまして。だから、むしろこの現在の刑法を発動して、たちの悪いのはほとんど取り締まる。そして一方では業者の自主規制を育てる。そして福岡の業者のように、同じ仲間ですらからぬことをやつておる者があれば、これはむしろ自主規制に妨害をかけて自主規制の権威を損なうものだからというふうなことで、業者仲間からほとんど通報してもらつたらいいんじゃないですか。

今回のこの規制については一体どうなるんだらう。例えば、私も実態を調査いたしましたけれども、喫茶店の中でゲーム機を置いておる。ところが、後で質問もいたしますが、警察官が入つてきて、そして、ゲーム機を置いておる以上風俗営業の対象になりますから、ちよつと見せてくれ、あるいはどういふ状況なんだというふうなことで、いわば臨検に入る。これはきょうび喫茶店に置いておるのとは全く異なりますから、そしてホテル、旅館などのようにオープンな場所においてはこれは別だけれども、喫茶店のように閉鎖されたところでは風俗営業の対象になるというわけでありまして、そうしますと、喫茶店の店主は、こんな厄介なことになるんだらう機械を引き揚げ

二二

てもらおう。

最近ではゲーム機のリース業者が多いそうであります。リース業者も大変な打撃を受けるというふうなことになる。警官が喫茶店に入つてこられたら、喫茶店はたまったものじゃありませんからね。あるいは、本当に片手間程度に客に楽しんでいただくというふうなことで置いてある業者もたくさんあるだろうと思つて置きます。ゲーム機専門で、しかも賭博性が強いものでやつているのは、これはやはりかなり特定な部類になるだろうと思つたので、自主規制を育てながら、一方では現刑法を適用して、しかも業者の協力を得ながら進めるといふ方がはるかに効果があるのではないか。どうなんでしょうね。

○鈴木(良)政府委員 自主規制、確かに必要なことだと思つて置きます。ただ、先ほどから申しましたような状況がございまして、自主規制だけに期待をして持つていくことが現状では不可能な状況にあるといふことを申し上げておるわけでございまして、やはりその取り締まり——なるほど、刑法を適用して取り締まるというところは現にやつておるわけでございまして、やはりそういうふうな違法状態を犯させないという仕組みをつくつていくことも大変大事なことであらうといふふうな考へておるわけでございまして。

そういうことで、やはり人的な欠格事由も見ていく、必要な遵守事項も定めていくというふうな形で違法をしていただく。傍ら、そういう形でもって自主規制も促進していくということによつて、業界が全体として健全化が図られていくことになるのではないかと考へております。

○経塚委員 違法な状態をつくらせないということであるならば、むしろ賭博性の強い機械の製造メーカーについての規制を考へるべきだと私は思つたのです。パチンコの機械だつて同じことだと思つたのです。パチンコの機械につきましても、いわゆる認定、検定という制度は今提案をされておられますけれども、製造メーカーに対する規制が、これはゲーム機の場合もそれからパチンコ機

の場合も、賭博性の特に強いものについてはその生まれてくるところでやるというものがこれは何も入つておらぬわけですが、これはできないといふことなんでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 先ほども申しましたように、ゲーム機自体は、健全に使用されれば大部分のものは健全であるわけでございまして、機械そのものは別に問題がないがほとんどでございまして。しかし、それに対して、それを利用して営業業者が大変問題があるといふことでございまして、我々がこの風俗営業で規制をしていくべきものは、そういう営業業者、しかもそういう賭博が行われやすい機種を使つての営業、そういう形で規制していくことが一番効果があるといふふうな考へておるものでございまして。

○経塚委員 パチンコの超特電機についてはどうなんでしょうか。

○鈴木(良)政府委員 パチンコにつきましては、これは要するに賞品なりあるいは現金——現金はございませぬ。賞品が出るというところで、そういうふうなパチンコで射幸心をそそるおそれのあるといふことがありますので、結局、そういうふうな形で十分機械を見ていく必要があるといふことになるわけでございまして。

そこで、今お話しした機械につきましても、射幸心をそそるおそれといふことにならないように、技術性というものと偶然性というものの調和を図る形でもつてその点をよく見ていく、そういう必要があるわけでございまして、ゲーム機につきましても、今申しましたように、これは賞品がつくわけではないわけでもございまして、そういうことでパチンコとは性格が異なる、規制の内容も異なるということにならうかと思つて置きます。

○経塚委員 私が尋ねておりましたのは、製造メーカーに対する規制がパチンコの場合も、超特電機についても入つておらぬ、これは規制ができないのかといふことを尋ねましたのです。これは製造メーカーに対する規制をやらないうと、でき上がつてきた機械を認知するかしないかというよう

な認定、検定の範囲では実効が上がらぬでしょう。

あの超特電機、フィーバー機の規制を三回やつているのでしよう。一番最初が八一年の六月でしよう。二回目も八三年の二月でしよう。それから今回、六月一日から規制をやつたわけではございませんか。全然効果が上がつておらぬんじゃないですか。店に出回つている機械にいろいろ手を入れて封印を張つたりなんか少々したつて、製造メーカーがグミをつくつて機械を簡単にいらいよるわけではしよう。だから何は通達をしても実効が上がらない。とうとうこれは三回目です。

三回も通達を出して規制をやつて、そして、ぬれ手にアワの大もうけで笑いがとまらぬというものが出てきている。この間も質問がございましたように、これは製造メーカーなんです。年商五百億、所得が二七〇、百数十億。何でこんなにもうかるのか。売つた機械、これが警察から規制の通達が出る。構造を変えなければならぬ。機械をかえなくてよろしい、一部構造を変えればよろしい。これが何と五万円から六万円お金がかかつておる。大阪の例だけをとりましても、二回機械の一部を入れかえて、一台あたり最低十万円、多いところは十三万円、十四万円かかつておる。大阪だけでもパチンコ機二十万台のうちフィーバーの機械が約七万台近くある。一回のいわゆる構造変更、規制の通達が出てくれば、これでもつてたちまち二十億、三十億もうかるのですよ。

だから業者の間では、これはおかしいじゃないか、製造メーカーを野放しにしておいて何の規制だ、警察の方は製造メーカーと何か関係があるのじゃないかといふようなうわさまで出てきているのです。このことについて、全国遊技業協同組合連合会関東地協の水野専務理事、これは元警察官ですが、業界紙でこう言つておられるのです。行政側にも五十六年に間違つてフィーバー機を許可したことで業界内部に法軽視の風潮を与えた責任は

否めない。元警察幹部ですよ。これは遊技界に天下つたのかどうか知りませんが、関東地協の専務理事をやつておられるのです。これが業界紙にこういう談話を発表しておられるのです。

ですから、こういう、業界の中から製造メーカーの規制が何でできないのだといつて疑惑が出てくるようなことで、どうもぐあいが悪いと思つたのです。今回の法案の中にも当然製造メーカーの、いわゆる製造段階での規制というものが入つてきてしかるべきだと思つたのですが、その点、どうでしょう。

○古山説明員 パチンコの遊技機につきましても、テレビゲーム機等と違ひまして、第七号の営業で、現在でも改正法の中でも、賞品を提供するということを前提としたものでございまして。したがって、現在でもその遊技機が著しく射幸心をそそることにならないようにいろいろと規制をいたしておるわけでございまして、現在、各県の条例で、それぞれの公安委員会がその遊技機が適切であるかどうかを判断するといふことでやつておるわけでございまして。私もといたしましても、その認定の基準ができるだけ全国斉一になるように指導はいたしておられますけれども、やはりある程度まちまちという、そういう点もあるわけでございまして。

そこで、今回の改正法案におきましては、二十条の中で、国家公安委員会規則で遊技機の認定に ついて必要な技術上の規格を定めることができるというようにいたしまして、そしてまた、その技術上の規格に適合しているかどうかにつきましても、指定試験機関で検査をするという規定も入れておりました。メーカーそのものにつきましても、規制することであるわけでありまして、事実上、そういうことが担保されるようにいろいろとそういう規定を盛り込んでいくところでございまして、御理解をいただきたいと思つて置きます。

○経塚委員 製造メーカーに対する規制がやりにくい、こういうことですが、これは遊技機につい

い、こういうことを法律で規定したものでござい
ます。

○経塚委員 カラオケはどうなるのですか。

○鈴木(良)政府委員 カラオケでございませうけれども、客がおりますカラオケを自分で使うということになりますと、「遊興する」ということには当たりませうけれども、ここで言う「遊興をさせる」という行為には当たらないということでございます。しかしながら、営業者が積極的にカラオケを準備をして舞台装置をして使わせるというような形になりますと、これは「遊興」に当たると考え
ております。

○経塚委員 舞台装置がなくて、スタンドの横にカラオケを置いておいて客に歌わせる、それはどうなるのですか。

○鈴木(良)政府委員 営業者の積極的な行為のあるものは「遊興をさせる」ということに当たると考えております。

○経塚委員 その積極的と積極的でない境目はどうなるのですか、具体的に言ってください。

○鈴木(良)政府委員 客が勝手に使いますのは差し支えございませんが、どうぞという形で使わせていくということは遊興に当たるといふふうに考えております。

○経塚委員 客が勝手に使うのはいい、どうぞと渡したら遊興、積極的ということになる。

その判断は警察官が見ておつてやるのですか。遊興させた、させないという判断は結局は警察官がやることになるのでしょうか。これは極めて一方的に拡大されるおそれがありますよ。どうですか。

○鈴木(良)政府委員 実はこの点ははっきり申し上げて従来よりも大変緩和された部分であるわけ
でございます。従来は深夜においては主として酒は提供してはいけない、こういう形であるわけ
でございます。しかし、そういう世の中の実態ではないだろ
うということ、深夜静かに酒を飲むのは、現在の社会実態からしてそこまでは認めよう
ということになるわけでございます。

ただ、あくまでも静かに飲んでもらうべき時間
帯であるというふうな考えを付けてございませ
う。申しましたように積極的に営業者がカラオ
ケを使わせるというふうな行爲になりますと、や
はり深夜という形でもつてやることは行き過ぎ
ではないかということになるのである。かよう
に考えております。

○経塚委員 きょうびカラオケは家で酒を飲んで
もやっていますよ。深夜に酒を飲ませるのが時代
の風潮だから今度は時間を外したとおっしゃるの
なら、余り不祥なことにはならぬ方がよいと思
うのですが、手をたたいたらどうだと思
うのですか。

○鈴木(良)政府委員 一つ一つの行爲というのは
その場で判断をしなければならぬことだと思いま
すから、手をたたいたらどうだという判断
を申し上げるのはいいかと思ひますけれども、
積極的に営業者がはやし立てるという行爲にな
りますと、やはり遵守事項違反になるといふ
ふうに考えておるところでございます。

○経塚委員 それは部長は単純なようにおっしゃ
るけれども、「接待」というものの解釈をめぐつて
裁判されたにまでなつたわけでしょう。そして四
十六年に判決が出たわけでしょう。

このとき何で裁判になつたかといひますと、学
校の先生が飲み屋へ行つて、その店の経営者を
相手に自分の体験話をして、学校で実はこう
いう子供がおつて、その子供をこういうふう
に補導してというふうな、そうすると、その話を聞いた
飲み屋のおかみが大変感動して、あんたも
ちよつと出てきて聞けやといひつて、スタンドの中
におつた女の子をスタンドの外に出させて、
その学校の先生のそばに座らせて話を聞かせた。
そしてお互いにもい泣きをして、ああいい話を
聞かせていただきましたとなつていたところが、
不祥にも警察が、これは接待行爲になる、風俗営
業の許可をとつてやるべきじゃないか、風俗営業
の対象じゃないかということになつて裁判されたに
なつておるのですよ。

これが昭和四十六年の裁判に至つた経過の中身

でありますけれども、今の部長の答弁を聞いてお
りますと、飲み屋へ入つていく、そうするとカラ
オケで客が歌を歌つておる。これは客が勝手に
歌つておるのかそれとも店の方でマイクを渡した
のか、聞かなければわかりませぬ。マイクを渡
したら積極的ということになるわけですか。これ
でいきましたらそうなるんでしよう。客が勝手に
歌を歌つていた、一緒に手をつたいた、そ
うしたらこれは遊興だ、こういうことになると
しよう。こんなことになつたら何ほども拡大解釈
されていきますよ。しかも表現は「積極的」とい
うことは入つておらぬわけでしょう。「深夜にお
いて客に遊興をさせないこと」、「遊興」という表
現だけでしよう。幾らでも拡大解釈されるじゃな
いのですか。

それからもう一つの問題は、客の「接待」。この
場合は風俗営業の許可をとらなければならぬとい
うようなことになりませうけれども、これまで四十
六年の判例でいきますと、「接待」ということの解
釈についてどう言つておられます。「談笑の間に単
なる世間話程度の話題が提供された場合において
も、客の話し手となることによつておのづから酒
食の席に歡樂的な雰囲気が出たようになるときに
は、その話題が世間話であるからといひつて、いち
がいにここにいう接待にあたらないと断じられな
い」、「つまり世間話の場合でも接待になるとい
はなして、」歡樂的な雰囲気が出たよう、これ
はおもしろい話はできぬというふうなことになる
すね。おもしろい話をして、歡樂的な雰囲気が
漂ふことになりませう。漂ふことになつたら、
これは接待です。

そうすると、こんなことになりはしませんか。
風俗営業の許可対象にならないいわばスナックと
いうものが随分たくさん出てきておられますね。そ
うして、これは届け出をするのと深夜営業ができ
る。後で出てきますが、警察官が立ち入りする。
遊興行爲をしてはならぬ、こういうふうなことに
なる。あるいは接待であるかないかというふうな
ことを、警察が入つてきて、そうして見ますと、

さつきの例じゃありませんが、女の子あるいはそ
このおかみさんとお客さんが本当に楽しそうにわ
あつと談笑に興じておる、歡樂的な雰囲気漂つ
ているということ、おまえのところ、何で風俗
営業の許可をとつておらぬのや、無許可風俗営業
じゃないか、これは違反じゃないかと、こういう
ようなことにもなりますし、もう一方では、深夜
酒を飲ませる場合には遊興させてはならぬとい
うことになつておるのに、これは遊興させておる
じゃないかというふうなことで、さつき言つたカ
ラオケの問題もひつかかつてくるというふうなこ
とになります。

時間を外すなら、何でもここまで規制をしなければ
ならぬのですか。これこそ営業権の侵害につな
がるというふうなことにまで発展しかねませ
んよ。どうですか。

○鈴木(良)政府委員 先ほど申しましたように、
深夜飲食店の酒類提供店というのは、従来できな
かつた形の営業を、今回は、社会実態も変わった
から十二時以降も静かに酒を飲むならば認めてい
くべきではないかという考え方になつたわけでご
ざいまして、従来の制限よりもむしろ緩和をされ
ておるわけでございます。

しかも、接待の解釈も遊興の解釈も一つも変
わつてないでございます。従来は考え方をそのま
ま踏襲して、一面では接待を、無許可風俗営業
というものが行われてはいいけれども、一つの
メルクマールというものを与える意味で法律上明
定したというだけでございます。これは従来の
規制がある意味で緩和しておるわけでございます
から、これを、全体をとつて営業権の問題とい
うのは、そうではないんでないかといふふうに考
えております。

なお、一層足りますが、「遊興」と申しますのは、
この規定は実は遵守事項でございます。これは
は罰則はかかつておりません。したがって、これ
は具体的に、そういうことのないようにいろいろ
指導、指示していくということになつていくとい
うものでございます。

○経塚委員 ごく最近、スナックでこういう例があったのですよ。警察官が入ってきて、そして、今言いましたようにカラオケで歌を歌って歓楽に興じていたという状況があつて、風俗営業の許可をとつておらぬじゃないか、こういうことになりました。営業停止になりました。それで今度風俗営業の許可を申請しますと、営業停止の履歴がある、こういうことで簡単に風俗営業の許可がとれない。さらに、単純なるスナックの場合には保健所の許可で済みますね。風俗営業の許可になりますと、家主の承諾書から建築確認申請から、いろいろ厳しい条件が、添付書類が必要になつてくる。

最近いわゆる貸しスナックというのも随分広がつてきております。これはせんだつての質問の中で出ましたけれども、わずか十坪前後の小さなスナックをやつておる人というのは、そんなに巨額な投資をやつておるといふ人はおらぬわけでして、長い間水商売で働いて、やつと自立をして、そういうことで何とか家族を、子供を養つていこうというようなことで、一生懸命を出してやつておるわけですね。そういうようなところがほとんど対象になつていって、風俗営業の許可をとらなければならぬ、とらぬと営業ができないうような状況になりかねないわけですね。そういう例がごく最近ありましたから私は質問申し上げたわけでありませう。

引き続き、警察の立ち入り問題についてちょっとお尋ねをしていきたいと思つたので、三十七条第一項、「この法律の施行に必要な限度において」「業務に関し報告若しくは資料の提出」を求めておられますね。それから「立ち入り帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をすることができ、若しくはこの関係者への質問をせんとしたつて論議をされたところであり、また、「報告若しくは資料」、これは具体的にどんなものを指しておるのですか。

ういふものを求める趣旨は、直接営業活動に影響を与える立ち入りまでやる必要もない、むしろ穏やかな方法で報告なり資料の提出を求めることによつて法律の規制を担保していこう、こういう趣旨で設けられたものでございまして、内容はいろいろあるとは思いますが、例えばどういふ遊技機、機種を使つておるのか、あるいはどういふ運用をしておるのかというように、あるいはどういふ従業員を使つておるのか、あるいはいろいろ外部の芸者やホステスと呼んだり、あるいはパンケットを入れたりというようなこともありませうし、どういふような形で使つておるのか、あるいは未成年者の年齢確認をどんなふうに行つておるのか、どんな飲食物を提供しておるのかというように、いろいろなことにつきましても、立ち入らなくとも済むようなことにつきましては、こういうような「報告若しくは資料の提出」をもつてかえらうということができるようにしたいと思つてございませう。

○経塚委員 そうしますと、立ち入つた場合、「帳簿、書類その他の物件を検査させ、こうなつていませう。これも同じような内容ですか。「物件」とはどういふものですか。

○鈴木(良)政府委員 立ち入りの目的と同じでございませうから、内容もほぼ同じになつてまいりませうけれども、立ち入つて見るといふことになりませうと、営業所にもあります設備なりあるいは遊技機等をそういうふうな「物件」といふ形でもつて見ていくということになると思つていませう。

○経塚委員 それは重大な問題ですね。検査といふことは従来現行法ではなかつたわけでしょう。単なる立ち入りだけだつたわけですね。今度は立ち入つて検査することができませう。そして、検査の場合には書類などが含まれる。物件も含まれる。関係者への質問は拒否できるけれども、これを断つたら罰則を適用されるでしょう。これは大変厳しいですね。

○鈴木(良)政府委員 必要性は警察が判断いたしますけれども、合理的に客観的に説明のつくものでなければならぬというのには当然のことでございます。

○経塚委員 そうしますと、警察が「法律の施行に必要」だと考えれば、これはどんなものも必要にしてくるじゃないですか。そんなものを見せる必要はない、何の関係があるのだ、こう言つても、警察の方では、これは法律の実施上必要なものだ、こう解釈をすれば、提出を拒んだ者は、検査を拒んだ者は罰則の適用をすぐ受ける、こうなるので、今回の法は一部改正だとおっしゃるけれども、本質的な改正ですよ、こうなつてまいりませう。単なる立ち入りじゃなしに「検査」といふ二文字が入つたために、おい、帳簿見せ、あるいはこういう物件あるかと立ち入つてこられて、これを拒否したら罰則の適用を受けるのでしよう。しかも、その判断は警察が一方的にされるということでは、これは警察権の乱用につながる危険があると思つたのですが、その点はどうか。

○鈴木(良)政府委員 当然「必要限度において」行われるものでございませう。警察が恣意的に判断できるものではないと思つて、なぜそういうふうな必要があるのかといふことの合理的な説明のつかない形でやれるはずはないわけでございます。

○経塚委員 そうは答弁をされましたも、警察の一方的な判断に基づいてやられる危険性といふものは十分あると思つておられます。

せんだつて私のところへ一人のマージャン業者が相談に来られました。夜の八時、警察官が四人営業所へ来られて、写真を撮らしてもらつた、こう言つて写真をパチパチ撮つて、そして、営業まかりならぬ、客を帰しなさい、こういうことで、この業者は大変気の小さい業者でして、大変慌てふためまして、そのまま客を帰して店を閉めた。そして、警察へ呼び出されて、実調査日数一日半、三回、三日間呼び出されて調査をうけたわけでありませう。そして最後に、調べが終わりました後、身元引受書を渡されて、身元引受人を書いできなさい、こういうことでやつと取り調べが終つたといふことでありませう。

テーブル四卓しか置いておらない小さなマージャン屋であります。何でもこんなことまでやられたのかといふことでありませう。これは極めて簡単なことなんですよ。四卓しか置いておらぬ十数坪のその建物の中へ、経営者が、帰るのにも遠いし、そして疲れた場合は体を横にしよつといふことで電気ごたつを置いておる。そして部屋を仕切つたので、そうすると、これはマージャンの許可に際しての約束と違つて、そして注意事項として、構造変更の場合には十日以内に届け出る、と、こうなつていた。この注意事項に違反をしたといふことだけでも、四人入つてきて、写真を撮つて、客を帰しなさい、営業まかりならぬ。私が後で問いただしたところ、営業まかりならぬとは言つておりませう。こういうことでありますが、同席しておりました客が、そんなことではない、私が一緒におつたのだから、確かに営業まかりならぬと言われた、いつても証人が必要とあれば立ちぬがましませう、こつてもいいことだつたわけですよ。こういうこともあるのです。

だから、立ち入りの次に二つの「検査」といふ文字が入つただけで、書類も検査をできる、物件

も検査できる、そしてその範囲は警察が必要だと考えるものをするということになりますと、先ほど言いましたような例が随所に起こりかねない、そういう危険をはらんでおられることを申し上げておきます。

最後に、青少年の健全育成との関係で、少年指導委員の問題についてお尋ねをしておきたいと思

います。

最初に総理府にお尋ねをいたしますが、警察からの委員以外の少年指導委員は何人おられますか。

○梅沢説明員 お答えいたします。

少年指導委員の人数は、全国に約六万七千人おるといふふうに承知しております。

○経塚委員 六万七千人、随分おられるんですね。総理府で今おっしゃった六万七千人の方は、法的には何か保障されているのですか。

○梅沢説明員 お答えいたします。

少年指導委員でございますが、これは都道府県あるいは市町村といった自治体が独自に置いておるといいますか、こういうことでございまして、総理府といたしましてはこれに對しまして一部補助金を出して、こういうことでございまして。

○経塚委員 今回は、警察の方では、少年指導委員ということで法的に認知をしたいと思いますという提案があるわけですが、これは総理府の所管

——所管と言つてはあれですが、市町村が勝手にやっておるものだとおっしゃるわけでも、同じように青少年の指導に当たっておるわけですか。これは法的にどうして認知しないわけですか。

○梅沢説明員 お答えいたします。

少年指導委員でございますけれども、先ほど申し上げましたように、自治体というものが必要を認めまして置いておる、こういうことでございまして、特に法律上、根拠といえますか規定がある、こういうことではないわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、総理府の立場からも、青少年の健全育成あるいは非行防止と

いう観点から非常に結構なことではなからうかというところをございまして、そのうちの一部分とい

ますか、これを補助金という形で助成して、こういうことでございまして。

○経塚委員 補助金を出して、おっしゃいます、この六万七千人に對してどれくらい出しておるのですか。

○梅沢説明員 これは補助金ですから、市町村等

に對する補助金ということでございます。補助箇所数といたしましては、今年度二百二十三という

ことでございまして、総額といたしまして一億一千五百三十五万二千円、こういうことになってお

ります。

○経塚委員 六万七千人に對してたった一億そこそこじゃ、これは市町村が勝手にやつていなき

い、今もおっしゃいましたけれども、結構なことですねというふうな、そういう冷たい態度じゃ困ります。

○杉浦説明員 お答えいたします。

まず、私どもの五十九年度の予算でございますが、二十一億六千六百万円ほどいたしております

。そして、現在、私どもの職員は定数三十二名というところで仕事をさせていただいております。

○経塚委員 文部省にお尋ねをしたいと思うので

設の整備等に係る大変詳細な答申をちょうだいいたしております。文部省は、この答申に沿つて体育施設の整備等、その他体育スポーツ振興に関する施策を進めてきておられるところをございまして。

○経塚委員 計画はあるのかと聞いておられるので

す。

○光田説明員 この答申に沿つておられる毎年施策を進めておるところをございまして。

○経塚委員 私がお尋ねをいたしましたのは、計画をつくるとなつておられる、基本計画策定、これはあるのかと聞いておられるのです。

○光田説明員 ちょうだいいたしました答申をもつて私たちが目標といたしております。

○経塚委員 答申をもつて目標とおっしゃつてい

ますけれども、法では、答申に基づいて計画を立てるといふことでしょうか。その具体計画が

なりのか。答申そのものが計画ということではお答えになりませんよ。具体計画は立てられたのか、

こう聞いておられるのです。

○光田説明員 御存じのように、この答申には非常に詳細な数字も出ております。ですから、この数字等に沿つて毎年予算等を計上してきてお

る。ところでございまして。

○経塚委員 毎年予算等を計上してきておられるとおっしゃいますけれども、そちらの方の資料によりますと、社会体育施設整備補助、昭和五十五年百一億六千七百万、五十九年は八十九億三千九

百、地方スポーツ振興補助も、五十五年は二十六億九千万、五十九年は二十五億ですね。うんと減つておられるのですか。

しかも、施設の充足率は十分じゃないでし

ょう。例えば、スポーツ施設の目標と現有数、充足率は、いただいた資料を見ますと、コートなどは

充足率三五・一%で、体育館は三七・八%、運動広場は若干高くて八一・九%ですが、柔剣道

場は四三・九%、プールなどは三五・六%で、平均しますと四〇・八%で、これは一体どういふことですか。

○光田説明員 先生に先日資料提供を仰せつかり

まして差し上げました資料でございますが、五十五年度につきましては、施設について言いますと

百一億六千七百二十六万五千円、五十六年にはふえまして百八億八千七百何がしか、五十七年度

もまたふえまして百十八億、そして減りましたのは五十八年度、五十九年度に減つてからでござ

いまして、これは臨調の趣旨に沿つて減つた次第でございまして、私たちが、今後とも臨調の

趣旨に沿つたまま充実を図つていきたいと思つておるところをございまして。

○経塚委員 臨調で減つたと言つておいて、臨調の趣旨に沿つて充実を図ると言つたつて、それは

充実になりはしません。臨調で減つてきているのですから、その趣旨に沿つたは、充実じゃござい

ません。それは減です。あなたの答弁自身が矛盾しております。

総理府の方へ一度お尋ねをいたしますが、

青少年対策の基本的なものはあるのですか。

○伊達説明員 現在はございませ

ん。

○経塚委員 これはどうして基本法を制定されな

いのですか。必要ないと考えておられるのです

か。

○伊達説明員 青少年の健全育成、非行防止等に

つきましては、総理府の青少年対策本部を中心

にいたしまして、協議、連絡しながら強力に進めて

きたと考えております。

青少年対策の基本法でございすけれども、そ

とでございますが、そうした面で不平や不満もございまして、こうした面を考慮していきま
すと、こうした規制取り締まりをやつていかな
ければならないことをひとつ十分御理解を
していただきたいのでございます。

私もといたしましては、権力を集中すると
警察国家の再来をもうるむとかというよ
うなことは毛頭考えておらないのでござ
いまして、警察というところは大変な役
割でございます。喜ばれる面というのは
非常に少ないわけですよ。そういう中
で、一つこういう問題を挙げてやつて
おるわけでございますので、どうぞひとつ
十分の御理解と御協力をお願いいたし
たいのでございます。

○経塚委員 ただいまの大臣の答弁、全面的に
とすものではございませんが、時間が参
りましたので、これで終わります。長時
間、どうもありがとうございました。

○大石委員長 次回は、明後二十八日午前九時
十分理事會、午前十時委員會を開會す
ることとし、本日は、これにて散會いた
します。

午後五時四十一分散會

第一類第二号

地方行政委員会議録第十八号

昭和五十九年六月二十六日

昭和五十九年七月五日印刷

昭和五十九年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局